

第三十八回国会 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和三十六年四月十一日(火曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

四月七日委員米田正文君辞任につき、その補欠として二見基郷君を議長において指名した。

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として千葉信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
大泉 寛三君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
横川 正市君
田畑 金光君
高瀬莊太郎君

国務大臣

池田正之輔君

政府委員

藤枝 泉介君

総理府総務局長 佐藤 朝生君

科学技術庁長官官房長 島村 武久君

科学技術庁計画局長 久田 太郎君

自治省行政局長 藤井 貞夫君

事務局長 杉田正三郎君

常任委員 会専門員 米正 秀雄君

科学技術庁資源局企画課長 米正 秀雄君

本日の会議に付した案件

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○科学技術会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る七日、米田正文君が辞任され、二見基郷君が選任され、本日、吉田法晴君が辞任され、千葉信君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席は、藤枝総務長官、佐藤総務副長官、島村官房長、米正資源局企画課長、藤井行政局長、岸行政課長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○山本伊三郎君 まず最初に、この第二の町名地番制度審議会の制度について、これは自治省関係だと思ふのですが、若干質問をしたいと思ふ。

全国的に見て、町名番地の非常に複雑な点は早くから言われておったのですが、さきに地方行政委員会で附帯決議がついておるようでございますが、もちろんこの審議会の設置についての趣旨はわかるのですが、自治省としてどういうこれに対する構想で臨まれるか、この審議会の設置じやなくして、町名番地の現在の実情から見て、どういう制度に変えたいか、こういう点について若干お聞かせ願いたいと思ふ。

○政府委員(藤井貞夫君) 町名地番が非常に混乱をいたしておりますために、社会経済生活上、非常な不利不便が生じておるのであります。これを何とかしなければならぬという事は、すでに各方面からも主張されております。私たちがいたしまして、すみやかにその整理をはかつて参りたいというふうに考えてきておったのでございます。これの整理のやり方につきましてはいろいろあるわけでございます。現在の制度というものは、地番というものを基礎にして住居地の表示をやるおるわけでございます。これを、本筋といたしましては地番を整理することによりまして、それに対応して住居地の表示というものを整理していくというところでございますけれども、しかし、一面、地番ということに手をつけて参りますと、なかなか技術的にもあるいは経費の面から申ししても、あるいは人手の点から申ししても、相当の問題があるということもあるわけでございます。そういう点で、別地番とは切り離しまして、住居地の表示という点について便法があり得るのではないか、すでに実上の必要から、郵政省におきましては、郵便の戸番でありますとか、あるいは民間のガソリン社等においては特別の制度を作っておられるようでありまして、そういうような便宜の方法もあり得るわけでございます。そのいづれをとるかという点につきましては、これは一利一害がございます。にわかに断定ができません。そこで、そういった点について有識者にお集まりをいただきまして、ざくばらんな御見解をお伺いし、そこに一つの方針というものを打ち出していくことがいいのではないかと、今一回お願いいたしております。審議会の設置の問題でございます。従いまして、われわれといたしましては、一応の腹案といったものは用意はいたしておりますけれども、今ここで私たちがいたしましては、この制度がいいのだというきまつた考え方ではなくて、ざくばらんにやはり審議会を通じていろいろな問題点を指摘していただき、整理の具体的な方法について指針を与えていただく、これを参考にして政府としての方針を打ち出していきたい、かように考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 地番のいわゆる整理改正ということになると、この理由書にありますが、不動産の關係が相当問題になると思ふ。従って、この住居地の表示を別に考える、これは相当そういうことも言われておったのですが、住居地の表示をかりに先行してやるとして、相当これだけでもなかなかそう簡単にはいかないと私は思うのですが、自治省でどれだけの時間をかけてやればこれだけでもできるか。これは今説明がされましたように、また、理由書にありますように、郵便、電報その他のことで非常に困惑しておることは、これはもう事実であります。従って、同じ番地で百五六十軒もあるというのを聞いておるのでありますけれども、それを一々同じ番地でより探すことは相当困難であります。従って、住居地の表示そのものを先行して、独自にそういう制度をやるということでは、はたしてどれだけの時間的用意が要るか、ちよつとそのことを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 今お話もございましたように、同一番地で、実は百何番台ということではなくて、何千番というものもある所があるわけでございます。これでは何ともいたし方がないというのを考えておる次第でございますが、単なる住居地表示制度ということに、かりに相なったとした

しますと、これは地番と並行してやっております。手続はかなり簡略に参ります。特に現代は航空写真というものが、割りと入しやすいう状況でございます。そういう航空写真を基礎にいたしまして、これをある程度拡大しますと、外郭というものがきわめて明確になって参ります。この道路には含まれた外郭というものをつかまえて、それに一定の町名なり、あるいは大きくしたいわけの番地というものを付して、そうして道に面しました所を順番にその中の何番何番、あるいは何号々々というふうにつけて参りますと、割合と手続は簡単に済むのではないかと考えております。また、地番整理というものと並行してやっておりますものにつきましても、三十五年度において実施をいたしました実験都市の経験に徴してみても、いろいろな準備手続その他を含めまして、本格的にこれと取り組む態勢をとりますれば、まずおおむね六カ月くらいで完了ができるという見通しを大体確信として得たわけでございます。むしろ地域の広狭にも影響がございまして、むろん地域の広狭にも影響がございまして、本格的にやろうという気がまえて見えますれば、私たちの今までの経験からいたしまして、また、見通しからいたしまして、一年から二年以内でこの整理は完成できるのではないかと、かように考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 実は、僕はそれほどまあ早く急速にやれるとは思わなかったのですが、今の藤井行政局長のお話では、地番の整理でも、まあ一カ年見ればできるという、こういうお話ですが、それであれば、ことさらに先

行して住居地の表示制度というものをやっております。それからまた地番の整理をやるといふ必要がないのじゃないか、こまおもうのです。私は、おそろく二、三年もかかるんじゃないかと、こう思っております。ところが、もちろん整理はできても、いわゆる各役所と申しますか、登記所あたりの書類の整理というものは、相当時間がかかるのじゃないか、その間に一般不動産所有権に与える不便なんか考えて住居地表示制度というものを考えられたのではないかと申すのですが、そんなに早くできるのですか、一カ年くらいで。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻ちょっと触れましたように、地域の広狭によるわけでございます。本年度実施をいたしました三都市の関係に徴してみますと、大体標準としてその対象を選定いたしましたわけでございまして、これはおおむね六カ月から九カ月くらいで終了いたしました。その対象は約三十万坪から四十万坪というところでございまして、それら選定をいたしました川越であるとか塩釜であるとか、あるいは都内の荒川区の一部分でありますとか、そういう所は、おおむねその時日をもって終了いたしましたのであります。ただ、それには一つの条件がございまして、法務省あるいは登記所の協力態勢というものが整備されていることが前提でございます。これらの都市につきましましては、あらかじめ法務省ともよく相談いたしました。実験都市でもございまして、そこに勢力をある程度集中した、あるいは応援態勢をとったというふうなこともございまして、これが割りとスムーズにいったということでございます。これを全国

的に一斉に実施するということになりましますと、これはなかなか簡単には参りません。私たちといたしましては、相当順調に進んだといたしまして、やはり最小限度三年はかかる、まづはやはり三年くらいはどうかとも必要ではないかという見通しを立てておる次第であります。

○山本伊三郎君 まあ大体そういうことだろうと思ふのです。そこで、私、今いろいろ各地方行政委員会から聞いておるのですが、この住居地表示をかりに先にやるとしても、その次にやる地番の整理ということもあわせ考えておかなければならない。作つたために、それと合致するためにいろいろまた複雑な問題が起こるのではないかと、心配をするのです。この問題は早急にやらなければならぬというところは早からいわれております。また、われわれ日常生活からもこれは必要なことと思つておるのですが、ただ、ここで町名地番制度審議会という、こういうものを設置した場合に、私は、この問題など自治省では、ある程度その政治的な問題の多いものじゃないのです。ただ、事務的になかなか変えるのは、長い間の伝統がありますから、それでやりにくいというだけであつて、これによつて利害が相反するというような回答というものはないと思うのです。従つて、あえて審議会というのを作つて、また、有識者、学識経験者たちによつてどういふ審議をするのか知らぬが、ごてごて言つて時間をとつて、これが答申が出るまで待つということでは、それだけの時間がまたおくれるのではないかと思ふのですが、まあ民主的な考え方です。意見を聞

いてやるということは、なるほどいいことではないのですが、こういう問題に關してまで、大事をとつて自治省が審議会を作つて、その答申によつてやるということの必要がないのじゃないかと思ふのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(藤井貞夫君) そういう御見解もおありであらうと思ふのであります。しかし、この問題につきましましては、実は私たちも相当早くから關心を持って、問題の処理方針というものを探求求めておつたわけでありまます。ただ、町名については自治省の關係で、これは指導もつてやれまます。地番關係が、従来の關係から法務省所管ということになっておりまして、むろん両者の話し合ひで、政府内部のことであるから、やれる面はたくさんある、そうしなければならぬと思ひます。法務省も、この問題については協力の態勢を示してもらつておるわけでありまます。やはり技術的に、あるいは人手の關係、金の關係というふうなことで、なお終局的な見通しを得るに至つておらないということでございます。それともう一つは、今お話にもございましたように、整理の必要性という点につきましましては、大方については私は特段の異論もないといふふうに思つております。ただ、具体的なケースになりますと、従来の伝統なり、あるいは慣習なりというふうなものもございまして、やはり昔から使ひなれてきた町名あるいは地番というものの一つについて愛着を感じる、特に地域社会の問題でございまして、従来からやはり一つの町内会とか部落会というふうなことで固まりができておるというふうなこともございまして、そ

ういう点についてやはり一般の協力と理解というものを得ることも必要でございまして。なお、私たち研究はいたしておりますけれども、やはり一つの整理の基準と申しますか、どういふ方法でやつていったらいいかということについては、資料も用意して、これを一般有識者の御判断に待つて、その段階において出て参りました方針を、これを極力尊重して、政府の方針として実施に移していくということが、實際問題といたしまして、事柄を的確に処理するゆえんではないか、かように考えておる次第でございます。なお、もう一つの点は、私たちは、この問題は地方団体自体が実施すべき本来の義務という見方もございまして、一面においては、大きな見地から見れば、国の一つの行政区画であるといふふうに見えないこともございせん。国家的な立場からいつても、非常に重要な関連を持って参ります事柄でございまして、これについては、やはり促進をいたします立場から見れば、国においてやはり何らかの財政的な援助措置を講じてもらつたということがい

いのではないかと、かように考えておるものでございまして、これらの点につきましても、はつきりした方針が打ち出されて、要すれば、やはり法律の根拠を持たしたような方式で促進をはかつていくということにいたしますことが、本案件の円滑な処理をはかる上において必要なのではないかと、いふことでございます。そのために、やはりできるだけすみやかに結論を出していただく必要がありますけれども、審議会というふうな立場で討議をしていただき、その結果に基づいてこれらの具体策を検討

○山本伊三郎君　あとで順次経費の問題に触れようと思つておりましたが、今財政的な措置について、ちやうど答弁の中に出ましたので、この点ちやつと先にお尋ねしておきたいのですが、私が心配しているのは、審議会において名案が出る出ぬということよりも、これに対する経費の問題で、ある程度もたつくのではないかと思つております。簡単に、町名の変更ぐらいはと言ふが、それをやるには私は相当経費がか

要ると思つております。それで相当にそれがおくれるのじゃないかという気持ちでして、質問をあつてやろうと思つたのですが、ついでですから、これに對して自治省としてどういう結論が出ようとも、もう全国的に變えることは事實なんですから、それは變えなくてもいい市町村もあるだろうと思ひますが、それに対して、一体、經費は關係各省がどれぐらい要るだろうかといふ見通しを持つてゐるか、それをちよつと。

○政府委員(藤井貞夫君) 本年度実施をいたしました実験都市における実績その他から推算をいたしますと、大体坪当たり四円五、六十銭かかっているようにございます。今私たちが、関

係の市町村の方から、整理を要する面積はどのくらいあるかということを通じてみていられるのでありますが、大体集まっておりますところでは、その対象面積が約十億坪程度でございます。そういたしますと、ごく大ざっぱに見積もりました経費というのが、まず四十五億から五十億程度かかるので

○山本伊三郎君　まあ大体それぐらいかもわかりませんが、なかなかおそれらく手をつけるのと派生的な問題が起こって、坪当たり単価四円五十銭というところではおさまらぬのじゃないかと思うのですが、かりにそれでおさまっても五十億程度の金が必要なのですが、これについては、政府としてまだそこまで計画はないのですが、大体これぐらいの費用、まあこれ以上かかっても敢行するという、そういう方針であるのかどうか、それをちょっと。

○政府委員（藤井貞夫君）　まだその点、最終的には詰めておりませんですが、私たちは、事柄の重要性和必要性にかんがみまして、その程度の金というものは出し惜みすべきものではない、やはり敢行すべきものではないかと、かような考え方に立ておる次第でございます。

○山本伊三郎君　それでは総理大臣にかわつて、総務長官に一つその点確認しておきたいのですが、政府もやはりそういう考え方でこういう審議会設置をして遂行しよう、こういう意思であるのかどうか。そのときになって、費用が要るから一年延ばす、二年延ばすということでは困るので、この審議会設置について政府の見解を。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま自治省からお答えをいたしましたように、この審議会の答申が出まして、実施をするということになります。すなわち、それに必要な経費は十分政府としても考慮をしたいと考えている次第でございます。

○山本伊三郎君 それは総理大臣の意

それから次に、先ほどちょっと言われましたが、町名の改正と申しますか、これについては、なるほど市町村の区域の変更とか、市町村の名称変更というのでなくして、同一市町村内における町名の変更ですから、行政的な問題というものの、政治的な問題というものはあまり起こらないとは思っています。しかし、今言われたように、長い間の徳川幕府時代からの町名が残っているところとかがたくさんあるのですから、やはりその町名に執着するという感情はぬぐい去れないと思う。しかし、実際

問題として今までわれわれが経験して聞いているのですが、かりに現実の町名、番地が変更になっても、旧来の町というものを一つの単位として申告団体がそういうものを作つていると思うのです。これはたくさんあると思うのですから、私はその点にあまり心配をする必要はないと思う。そういうことで相当自治省として、抵抗ということと

はどうかしらませんが、そういう異議のあるような意向を聞かれたことがあるのか、この点ちょっと。

○政府委員(藤井貞夫君) 特段のことは聞いておりませんが、やはり町名が変わり、あるいは町の区画というものの変更されるということになりますと、親睦団体等の関係で、新しい

町名ができたからといって、必ずしもそれに合わせなければならぬということとは、これは何もないわけでごさいます。それはやはり地域住民のそういう感じというものを、それを基礎にして考えていけばよいのであります。私たちといたしまして、それを新しい町名ができたから、全部それに基礎を置いて、親睦団体等までそれにならわなければならぬというような指導をいたすつもりは毛頭持っておらないのであります。

○山本伊三郎君 局長は非常に注意深く答弁されておるのかしませんが、私は、実は一つ心配している点がある。やはりこの町名変更について、単に町内会とかそういうものでなくして、やはり今政治活動として表面に出ないけれども、いろいろ防犯何とかいう会とか、あるいはPTAとか、そういう下部の、行政的な正式なそういう

区域でないけれども、慣習的にできておる団体というものがあるわけですね。こういうものが相当私は、いよいよそういう改正をするとなってきたら、問題が出てくるんじゃないかと思ふ。やはりそれは一つの政治につながった団体になっておるのです、事実上。そういう点が私は相当問題が出てくる

点そういうことはもう全然考えておらないということであるかどうか、この点ちょっと聞いておきます。

○政府委員（藤井貞夫君） 町の区画というものをどの程度にやるかが適正であるか、また、町の形態というものをどのようにやるのが理想的であるかというような点について、あるいは、審議会でも審議の対象になってくる可能性はあると思います。しかし、それらの点につきましては、従来も、町の区画なり、あるいは町の配置、分合というようなことは、それぞれの市町村

の自主的な判断にまかされておるわけ
でございまして、従来から、自治省と
いたしまして、これが理想的な形態で
ある、そういうたようなことを市町村
に対して申したことは一切ございませ
ん。従いまして、これらの点につきま
しては、やはり当該市町村の実態に即
して行なわれますように、自主的な
判断でこれが行なわれていくというこ

とが望ましい、かように考えておりまして、特段にわれわれといたしまして、具体的にこの町はこうすべきだとして、具体的なところまで積極的な指導を行なうつもりは持っていないのであります。

○山本伊三郎君 もちろんこの審議会の意向によって自治省が方針をきめら

○政府委員(藤井貞夫君) 本年度やり

ましたものは、何と申しまして、現行制度のもとにおきましてこれを行なうていくという建前でございますので、いずれのケースにおきましても、単なる住居地表示制度として新しいものを作ったという例はございません。いずれも地番自体を整理したわけでありまして、ただ、その方式といたしまして、本来の形で町名についてはそれぞれ登記所がやる、そういうふうにして、それぞれ分組をはきり分けまして、権限に従って話し合いをしながら進めていくというケースをとりましたものと、もう一つは、実質上、登記所自体も基本方針には参画をいたしますけれども、番地自体についても、市町村長に実質的にその権限を移譲したという形ででき上がったものを、登記所の登記簿にこれを移しかえていく、こういう方式をとったもの、いろいろやってみただけであります。しかし、いずれも現行制度のもとにおける制度の改変でございますので、地番を基礎としてその整理をやったものでございます。住居地表示として別個の制度を採用したものは、今のところございません。

○山本伊三郎君 それじゃすでに経験が若干あるのですから、二本立てで、先ほどいわれたように、住居地表示制度をやるわけではなくして、ずばりと番地の整理をやっても、やり得る見通しはあるのですか、その点どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) その点、時間的な余裕と、それから、それに当たる人手というものが整いますれば、私はこれは不可能ではないというふう

考えております。ただ、本年度行ない

したところは、いずれもそれらの条件が比較的整っておる所でございまして、これを全国的にやることにつきましては、法務省自体におきましても、今のところ、本事業の必要性を認めながら、金の問題、あるいは人手の問題等につきましまして、なお踏み切りがつかないというのが現状でございます。というのは、これも無理もないことでございまして、現在法務省自体におきましては、御承知のように、不動産登記簿の一本化ということで、書きかえの作業をずっとやっております。これが三十九年度まで実はいかかるとございまして、その仕事に非常にかかっているところがございます。地番整理ということも全国的に一斉に行なっていくということについては、かなりの難色がある。これは私たちが了承をいたす次第でありまして、それらの点と、それから、今の現状というものが、ここ何年間もそのまま待っておりますのかというかね合いの問題になるわけでありまして、それらの調整方策としてどういふことがいいのかというところをお示しをいただきたいという趣旨でございます。

○山本伊三郎君 ちょっと聞いておきますが、今外国では、もうすでに二本立てでやっておるということですが、大体おもしろい国をおっしゃってくださいますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私の方の行政課長が、先般他の会議がございまして、そのついでと申しますか、町名地番等につきましても見て参ったのであります。が、むしろ欧米諸国ではそれが通例のようでございます。アメリカ、

カナダ、イギリス、フランス、いづれ

もこれは二本立てでやっております。別に運用上、さしたる支障がないというところを見聞をいたして来ておるようであります。

○山本伊三郎君 大体わかりました。ただ、いろいろ政府の今までのやり方を見ておると、こういうじみな、しかも、最も国民の生活に直結する問題にはなかなか取っつきが悪いのです。私が心配しておるのは、これは私が口悪く言うわけじゃないのですが、こういう審議会制度に持ち込むと、非常に時間がかかるとございまして、それが自信を持って推進されると思いますが、この設置期間の間はどういう答申が出るか知らぬが、出てからも、自治省でいろいろとまた考えてやっておる間に一年ぐらいたってしまふ、こういうことになるのじゃないかというのが私の質問の基礎なんです。今までのいろいろ尋ねましたけれども、審議会を作るということについては大体わかりました。わかりましたが、これは緊急を要する問題だと思っております。住居地表示制度が、欧米各国でやられて、非常にスムーズにいったおるといふことを聞いたのですが、そういうことであれば、やはりそういう一つの例があれば、そういうところで一つ推進をしてもいい。これは郵便屋さんの肩を持つわけではございませんが、非常に困っておる。郵便の遅配で、今全通の諸君に対して、非常に何か責任があるようにいわれておるけれども、実際に番地を探し当てるだけでも相当私は苦勞があると思うのです。普通の郵便物があっても、整理をされていけば、そんなものはわずかな時間で整理ができるけれども、郵便一通でも五時間かかるという、もっと二日もかかる場合もあるらしいのです。そういうことから見ましても、これは早急に手をつけなくちゃならぬ、もうおそきに失するので

す。それを審議会を作って、それで意見を聞いてやるという政府の意図に対して、若干私は不満がある。今局長がいわれたように、政府としても自治省としても、今の答弁からみると、一つの自信があるような私は答弁だと思

今さらどういふ審議会が選ばれるか知りませんが、それ以上の意見というものは、私は出てきそうもないと思

味を持って見たいと思ひますけれど

も、審議会にざらざらと諮問をして待つというつもりはいいんですが、早く意見を聞いて実施に移してもらいたい。できれば、もう来年度の予算に今言われた五十億ぐらいの金はとってもらいたい。着手しても、なかなかすぐこれにはできない。相当二本立てにやっても私は日時はかかると思う。そうこうしておるうちに二、三年たってしまう。こういうことで、次にはもっと問題が起こってくることにやせぬかと思

うのですが、審議会を作られてやられることはいいといたしまして、その促進方、単に向こうの答申を待つものじゃなくて、自治省から積極的にそれに対して指導ということは非常に失礼でございまして、やはり答申に急いで早く着手する方向にいたってほしいというのですが、その点についてどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) この調査会の設置基準は一年間ということになっておりますが、私は、少なくともこの

調査会につきましては、この期間をさ

らにまた延長をお願いするということが絶対にはたかない、かように考えておりました、一年ではございませうけれども、できるだけ審議の促進をはかっていたら、あるいは十月ごろまで、おそくとも年末までにはその御答申をいただくという運びに持っていきたいという決心をいたしておるのであります。できまするならば、これも自治省自体の今の考え方でございますけれども、三十七年度からは全国的に実施の緒に一つつきたい、かように考えておるわけでありまして、それとテンポを合わせるような意味で、審議会の審議というものの促進をはかって参りたい、かようにわれわれといたしましては現在のところ考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 かりに住居地表示制度を別にとるとしても、相当複雑な事務手続、事務量もふえるのですが、これは主として市町村の仕事とする建前ですかどうですか、その点ちょっと。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の仕事としてやっていたら建前でありま

にそういう点も考えられているかどうか、この点一つお聞きをしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 私たちとしては、今の点も必要なことは承知をいたしております。これからは、やはり県を通ずる指導態勢、それから市町村における職員のそれらの事業に対する態勢というものをだんだんとやはり整備しておかないと、三十七年度から実施するといいますが、急になかなか手がつかないように相なるかと思っております。従いまして、審議の過程とも照応いたしまして、県自体にもそういう指導態勢を確立をさせ、一般の市町村に對しまして、それらの趣旨をよく周知徹底させてその準備に入らせる、あるいは職員の講習その他についても配慮していただく、そういう点も合わせて考慮して参りたい、かように考えております。この事業を積極的に三十七年度から推進をしていくということになりますれば、国のやはり助成措置ということと合わせまして、市町村の所要経費等につきましても、財政上特段のやはり配慮を合わせて講じていく、こういうことも考えてみたいというふうに思っている次第であります。

○山本伊三郎君 もう一つ念のために聞いておきますが、かりに住居地表示制度をとられた場合に、不動産関係の登記関係だけは旧番地で処理して、行政的なその他のものは、それはすべて新しい住居地表示のいわゆる戸番制度と申しますか、これでもってすべてをやられるのだ、たとえば選挙名簿にいたしまして、その他そういうもの一切を新しい戸番制度でやられるという

大体建前になっているのかどうか、この点を聞いておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) これも審議会のお考えというものを尊重して参りたい所存でございます。現在の私たちの考えといたしましては、新しい住居地表示制度が採用されるということになりますれば、最小限度二本立てとなるのは、いわゆる不動産関係の取引の対象としての地番というものでなければならず、その他はやはりこれを改正する趣旨から申しまして、あるいは経済生活、あるいは社会生活の面におきまして、新しい住居地表示制度を採用しなければならん、これは法律上も義務づけられていく、こういうことにはしたいと考えております。

○山本伊三郎君 もう一つ念のために聞いておきますが、そうすると、これは主として市町村の事務になると思うのですが、相当これによって変更しなければならん帳簿が相当出てくると思う。税務関係にいたしまして、選挙関係にいたしまして、その他たくさんあるのですが、膨大な私は費用になるのではないかと申しますが、この点も私は非常に何と申しますか、心配というよりも、親心で自治省に言っておきたいのですが、そうなった場合に、非常に経費が高まるということの誤算のないように注意してもらいたいと思うのですが、政府がいろいろ言われるように、最初の案の場合には簡単に説明されるのですが、いよいよそれが現実になってくると、費用の問題で行き詰まってしまうと、ただ審議会を作った答申をしても、答申倒れになるという心配があるのです。その点は、重ねてそういうことがないという

自信を持ってやっておられるかどうか、いつも審議会を作る場合に、審議会ができて、その答申をもってやるのだという、きわめて安易な考え方で出されてくるのです。しかし、この問題については、日常生活に非常に密接な関係のあるものですから、苦勞して出された答申も、これは仕方ないじゃないかといつて見のがせない問題でありますので、この点自治省の大臣はきょう見えておりませんが、これだけはど

うあつても、この地番の変更そのものずばりやるにしても、あるいは住居地表示制度にいたしまして、必ずこれはやらなければならん。どうしてもこれは三十七年度から、大蔵省がどう言おうとも、これを実施する腹である、こういう決意があるかどうか、それを一つ聞いておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 三十七年度からはぜひともこれを実施に移して参りたいという決心を固めております。なお、その場合におきまして、名簿の書きかえ費その他につきましても、いろいろこまかい調査もいたしております。現に実験都市等につきましても、それらの諸名簿の書きかえについては、どの程度の金がかかるかということも、さしきいに検討をいたしまして、成算は持つておるつもりでございます。それらの財政措置その他につきましても、心して算出しないことを期して参りたい。かように考えております。

○一松定吉君 この町名地番制度審議会を設けるといふことそれ自体には私は反対はしない。これはそうなければならぬと思うのでありますが、これを登記所の方と行政庁の方と二本立てにして、一方は地番、一方は戸番というようなことにするといふようにきまつておるのですか。もしくば、今後この審議会というものをこしらえて、それで二本立てにするか、一本立てにするかといふことをきめるというのですか。その辺はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 二本立てにするか一本立てにするかは、まだ全然きまつておりません。審議会でもってその点について十分御審査の上でしかるべく答申がいただけたらというように考えておる次第でございます。

○一松定吉君 そう願いたいと私も思ったのです。これが登記所の方と地方の方とに分かれると、勝手々の方を言つて、全く分かれてしまつて、これは統合しなければならぬ、これではどうもわからぬなというふうなとき非常に困るからして、やはり審議会において、二つの方法によるか一つにまとめてしまふかということについてきめて、その原案をこしらえて地方に調査を命ずるといふことがいいと思ひますから、それは一つぜひそういうふうに願ひたい。

それから次に、この制度をこしらえるといふことになると、今、山本君の申しましたように、非常に複雑多岐にわたつておるようなことを、ごく簡単に明瞭にするということについては、いろいろ手数を要することだろうと思ひますが、そういうふうなことにして、各市町村にまず下検査をさせる、市町村ができたならば、今度は府県の方それを持っていく、府県がそれを再調査して、そのでき上がったのを本庁の方に持っていく。本庁はそれを審議会にかけてその当否を判断する、こういう意味かね。

○政府委員(藤井貞夫君) 私たちとしては、今度の審議会自身は、町名地番制度の改善に関する基本的な方針について御答申をいただく、それだけの機関として考えておるのであります。なお、将来どうなるか、今私たちが具体案を申し上げる段階ではございませんので、町名地番制度の審議会というものを三十七年度から促進をしていくということに相なりますれば、やはり法律が要るのではないかと、かように考えております。法律が要るといふことに相なりました場合におきましては、やはりその法律施行の適正を期するための審議会というふうなものを別個に設けまして、この審議会が町名地番の整理を要する地域の指定とか、あるいは具体的な計画の策定について審議をしていただくことが適當なのではないかと、この構想は持つておる次第でございます。

○一松定吉君 そうすると、まだ法律をこしらえることについては、国会がこれを認めた上でできるということでは、ただ今度のこの審議会というものは、そういう一つの原案をこしらえて、法律に先んじてこういうものを調査させよう、こういう意味ですか。

○政府委員(藤井貞夫君) さうでございます。

○一松定吉君 よくわかりました。そうすれば、国会に対して法律案を御提出なさるときは、原案というふうなものは、政府当局と審議会とが寄つて話をして原案をこしらえて、そうして法律案を国会に出して国会の承認を経て法律たらしめ、その法律の運用によつて

この実効をあげる、こういう意味だね。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘の通りでございます。

○一松定吉君 それならば、今、山本君の言うように、非常に機構が複雑多岐になり、また、費用がたかさん要る、局をふやさなければならぬ、人員をふやさなければならぬ、予算をふやさなければならぬというようなことは、それから後の問題だね。

○政府委員(藤井貞夫君) さようでございませう。

○一松定吉君 いや、そういう意味ならば、私はこの原案で満足ですが、今、山本君の言うようなことは、これによってもうすぐ下でどんなことしえられるということになると、人員をふやすことや、地方の予算をふやすことや、それから審議会の原案を作るところの下端の委員というものがどうせなければならぬという疑問がたかさん起るんです。その点を今質問したわけなんです。

それから委員十五名というのは、これはどうですか。これくらいな人がいいのかね。もう少し十人くらいに減すというのはどうなんですか。ただ、あまり委員が多くて、予算をたかさん使ってしまうというようになると、つまり委員会が百も二百もできて、結局小さいところが寄って大きい数字になるというようになると、それだけ国民の負担の税金が増加するということになるのだが、こういうようなものは、委員を十五名というように、今のよう政府の諮問にこたえて、政府とともに協力して案を練るというようなら、十五

人じゃ多過ぎはせぬかと思うんですが、その点はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私としまして、この種の審議会というもののメンバーは、できるだけ少数精鋭でいた方がいいのではないかとこの考え方を持っております。実は、予算といいたしましては十名の委員の経費というものは計上されているのであります。それに對しまして、やはり関係各省も、非常にこれについては利害関係がございませうので、関係各省の代表委員というものも加わっていただくということを考えておまして、いわゆる学識経験者につきましては、今御指摘もございまして、大体十名程度にとどめたい、かような考え方で進みたいと思っております。

○山本伊三郎君 それじゃ町名地番の制度はこれで終わるんですが、今、一松委員が言われましたが、もちろんこの実体法についてはまた触れるでしようが、しかし、今までの例からいって、もうこの審議会を作ることによって出された前提は、そういうものをやるのだという意思がなければならぬ、と私は思っています。質問しているんですが、政府の今後のことについて、ただしておる。念のために言っておきますが、これについては、相当市町村の負担が多くなってくると思うんです。これは一つ自治省も、今地方の財政状態は御存じだと思ひますが、なるほど市町村によつてはいろいろ財政状態も違ひますけれども、こういう新しい需要が出ることによつて、市町村にそれ以上の負担のないように、先ほど財政の問題で質問いたしましたが、特に配慮してもいいか。制度はいいけれども、この

制度によつて得るところは、もちろん公共事業については多いでしょう。郵政関係、それから電力、その他非常に便利を受けるところはたくさんありますから、もちろん市町村のやる仕事だと思ひます。思ひますけれども、やはり国家的な仕事だと思ひます。町村等自治体に負担のかかるというようないふことのないように、絶対にこれを一つやつてもらいたいと思ひます。自治省の考え方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) これは今後各省、特に大蔵省とも話し合ひを進めて参らなければならぬと思ひますが、私もどなたもいたしましては、今御指摘のような趣旨にもかんがみまして、財政上の措置については格別の配慮をしていくべきものである、かように考えております。

○山本伊三郎君 それについて総理府はどういう考えですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私からお答えいたしますのが適當かどうかわかりませんが、なるほど居住地表示の整理をするということ自体は市町村固有の事務かも知れませんが、このように全国的にやる仕事でございまして、十分そのために市町村の財政を圧迫することのないような配慮をいたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ次に、海洋科学技術審議会についてちょっとお尋ねしておきますが、これについては、同僚議員からこの前に相当質問があつたと思ひますので、私からちょっとお尋ねしておきたいと思ひますが、従来までの海洋の科学技術については、この審議会を作るまでは、どこでこ

いう調査なりあるいは研究をされておつたのか、その点ちょっとお伺ひしたい。

○政府委員(島村武久君) 海洋に關します調査自体、あるいは研究自体ということにつきましては、前の当委員会でもお尋ねがございまして、一応お答え申し上げましたが、さらに資料の御要求もございましたので、御提出申し上げておきましたのでございませう。繰り返すことになりましたのでございませうけれども、現在までわが国におきま

洋に關します調査は、海上保安庁、水産庁、あるいは気象庁、それから通産省の地質調査所あるいは運輸省の運輸技術研究所、専売公社、あるいは都道府県にございまして水産試験場、あるいは水産関係、あるいは海洋関係の学都学科を持ちます大学というやうなところで行なわれてきております。なお、調査研究自体ではございませうけれども、海洋に關します科学技術の振興は非常に重要だといふやうなことにございまして、科学技術会議が、一昨年でございまして、重要研究テーマの一つとして選んで、これを推進しなければならぬことを申しております。また、昨年は資源調査会が、この海洋に關します調査に關しまして、総理大臣に報告をいたしております。

○山本伊三郎君 これは設置期間はな

くして、ずっともう常置されるという審議会ですか。ちょっとその点。

○政府委員(島村武久君) もちろんここに掲げましたやうな審議目的に到達いたしますれば、その必要はなくなるというの道理でございませうけれども、ただいまの現状では、先ほど来御審議の審議会等と違ひまして、一年、

二年、あるいは三年、五年で確実に終了するといふやうなものが現在のところ立っておりませんので、一応期限を付さないことをお願いいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 この問題は、もう日本にいづゆる地理的条件からいって、海洋に關しては、私は今聞きました

が、いろいろその他にたくさんあつたやうでございませうが、非常に日本の経済、あるいは国民生活に最も重要な問題の審議会でなかつたかと思ひます。従つて、審議会といふと、何か期間的にある程度の限度があつて、一時的な問題のテーマをやるといふやうな錯覚を受けるのですが、こういうやうなものは、何か委員会といふやうなことで、専門的に常置的に深く研究を進めていくということが必要ではなかつたかと思ひますが、特に審議会といふやうな名前が発足されることについて、そういうことの検討をされたかどうか。審議会といふ名前がついておるからといって、何も一時的なものだとは断定できないのですが、どうもそういう一つのわれわれ受け取り方を

のですが、今説明によると、この目的が達せられたといふけれども、おそろしく日本の国情からいって、掘り下げていけば幾らでもこれはあると思ひます。しかも、それは次の時期がくる

のも出てくるというやうなことも考えられると思ひますが、その点についてどうでございませうか。

○政府委員(島村武久君) 御指摘のやうな点が私どももあると考えております。特に実施機構を全部統合するといふやうなことは全然考えていないわけ

でございますけれども、それぞれのたいくさんございます実施機構の行ないました調査研究の成果等を整理するといふような機構は、あるいは必要じゃないかというふうにも考えるわけですが、ただ、そういったような問題をどういうふうにか、どのような研究調査の態勢をとっていくかということですが、実はこの審議会に課せられております一つの使命になるのじゃないかというふうに、今後海洋の調査研究というものをどういうような角度で、どういうような方針でやっていくかという基本的な問題を御審議願いましたその結果によりまして、あるいはこういう審議会はもう不要で、おっしゃいましたように、何らかの委員会制度の方がいいか、あるいは特別の行政部局を新設して行なう方がいいか、あるいはそういうような場合に、さらにまた各方面の権威者にお知恵を借りるような機関をそれに付置せしめる方がいいかどうかというような問題が出てこようかと思ひます。現在の委員会は、おっしゃいましたようなところまでまだいかない、その手前でございますので、実は検討はいたしましたのでございまして、けれども、あまり一足飛びに参りませんで、とりあえず審議会という形で推進して参りたい、さように考えたわけでございます。

ものを今後統一してやっていったらいいかどうかという基本的な方針を審議するといふ審議会ですか、そのものずばり、深く海洋の資源をこの審議会である調査研究するということじゃないのですか、この点。

○政府委員(島村武久君) 私申し上げましたのは、特に、なぜ審議会という形にしたか、委員会等にした方がよくはないかというお尋ねに對しまして、この海洋審議会に課せられました使命の一部を引用して申し上げましたわけでございます。提案理由にございまして、海洋全般に關します科学技術の総合的に推進していくためにこの審議会を設けまして、そして重要事項を審議するということでございます。が、言いかえますと、今後日本として海洋に關する調査研究をどのようにしてやっていくかという基本方針も、もちろん第一番目に大きな問題でございます。また、そのような調査研究を行なうに、また、さらに具体的に開発するといふような場合に關するもの、また、重要な問題にどう対処するかという問題もございまして、さらに第三番目の問題も當然關連して出てくるのじゃないか、さういふ趣旨で申し上げたわけでございます。

す。各般にわたった海洋に關する調査研究のようによつて受け取れるのです。先ほどもちよつと言われたように、さういふ各省に散在しているものをどういふうちに統合して日本の国の経済なりあるいは国民生活に寄与するといふ、さういふ機關をどうするかということそのものを審議するといふならばわかるのですが、各専門的にこれをやっていくといふことになれば、なかなかこの機構では私には不十分というよりも、不可能だと思つております。その点どうなんですか。はつきりといふ審議会の設置の目的、目標といふものは、焦点を一つはつきり合せてもらいたい。

○政府委員(島村武久君) 今、今後どのようにして統合してやっていくかという、何と申しますか、体制の整備の問題を扱うといふなら話がわかるというふうによつて仰せられましたけれども、その問題も、先ほど来申し上げておりますように、当然この審議会で審議せられべき重要な問題の一つになるというふうに考えております。ただ、そればかりでなく、さういふことを申し上げておるのでございまして、はつきり申し上げますと、まずこの審議会の当面の審議事項、いわゆる重要事項といふものは、海洋におきますところのいろいろの事象、あるいは資源に關しまして、先ほど来申し上げておりますように、ばらばらに調査が行なわれておりますけれども、これらに關して総合的な基本方針といふものを立て、十分に連絡して調査が行なわれるような基本的な態度がどうあるべきかといふことを御審議願うつもりにいたしております。

そのような調査、あるいは海洋の利用の技術、あるいは開発にあたりまして技術的ないろいろな問題がございまして、それらをやはり共通的にどう対処したいかといふことを御審議願いたいと考えております。それらに關しまして、当然おっしゃいましたような機構問題に觸れてござるを得ない、これが第三番目の審議事項になるのじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 どうも私はこれに關してまだ納得できないんですが、私は、この機構で(1)(2)に書いてあることでは、大体さういふことであると思つてその理由を見ておつたのです。この資料の(1)(2)に書いてありますが、実際の委員二十名以内でどういふ方が得られるかもしませんが、この広範な海洋に關する各種の研究といふものは、なかなかさう専門的に私はやり得ないと思つておる。ここに書いてあるように、海洋資源の総合調査に關する企画及び調査結果の整備を行ひ得る」と、まあさういふことであれば、各方面のやられておる研究のやつを総合的に調査あるいは整備をする、さういふことであれば、日本の置かれておる地理的關係から、周囲海に囲まれておる国ですから、海洋に關する問題といふものは、もつと權威あるものにしなくちゃならぬといふ意見を従来から持つておる。たまたまこの審議会が出てきた。従つて私は、これに對する期待を非常に持つておるのですが、今おっしゃるようなことで、また、この機構を見ましても、何だか帯に短かしたきに長しといふ感じが、たすきにでも長くないようなもの

そのでなからうかと思つたのです。ただ、さういふものを思ひつきたと言ひません。思ひつきたと言ひませんけれども、何かさういふものを作つて、そこから何か得たいといふような暗中模索的な審議会ではなからうかと私は受け取るのです。従つて、その点は、審議会といふものがたくさんできてくるが、さういふものが必要であるかどうか、さういふものによつて目的をさかえて複雑にするんじゃないか、さういふ氣持で実は質問しておるんですが、その点ははつきりわれわれとして納得のできるように一つ説明してもらいたい。

専門的に海洋の資源なら資源もこの中でずつと深くやっていくのだ、あるいはさういふものでない、ただ調整をして、将来これが一本のもので何か委員会なり權威あるものにしたい、さういふことで暫定的にやつておるのかどうか、この点ははつきり伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(島村武久君) 私申し上げましたのが御理解いただけないうでございましてけれども、先ほど来、三つの大きな審議事項が予定されるということをお知らせいたしました。二十人の委員の組み合わせによりまして、はつきり申し上げますと、この審議会がお認めいただけましたらば、さしあたりは三つの部会でございまして、あるいは小委員会と申しますか、さういふものに分けて運営して参りたい。

○山本伊三郎君 そうすると、この提案理由の説明から見ると、広範な海洋に關する資源の問題とか、あるいは氣象その他を對象にしてやるというふうには私は受け取つたのですが、今の説明では、今各省に分散されておるさういふ各調査会あるいは委員会、さういふ

また、第二番目といひましては、

その一つは、いわゆる海洋調査の方法等に関するところの問題でございまして。これは実は一つの例を引いて申しますと、海流の速さでありますとか温度でありますとかいふような問題は、従来ともそれぞれの所でそれぞれの行

のたすきにでも長くないようなもの

政目的に従ひまして必要とするわけで、それぞれ調査しておられます。それが地域を異にし、あるいは同じ所をやりました場合にも、深さでありますとか、その他めいめい異なったり方をしておるといふことは非常に工合が悪い、総合的でないわけでございまして、どういった方面のどこをどのようにしてお互いに分担して調査するかというふうなことにございましての基本的な方針、それを御審議願うということも非常に必要じゃないか、そういうことを考えておるわけでございまして。

第二番目に、そのような調査を行ないますにあたりまして、最近の科学技術の進歩は非常に速く進んでおりまして、測定の方法、調査の方法等につきまして、道具等につきまして日進月歩と申しますか、非常に進歩しつつあるわけであります。それらの技術につきましての研究というふうなものも、実際のところは相互の関連があまりなくて、個別に進められておるといふような現状でございましてけれども、これらにつきましても、どうしたらそのような技術的な問題を深く前進させ、より効率的な調査が行なわれるかというふうなことにございましての対策を御審議願う小委員会あるいは部会も必要じゃないか。

第三番目は、山本委員のおっしゃいましたような、どのようにしたら恒久的な体制がとり得るかという問題でございまして、実は御指摘のように、この問題は非常に重要な問題でございまして、すぐにもそういう体制につきましての案を出したいという希望はございまして、まだまだ慎重に

考えなければならぬ点がございまして、この審議会が海洋に関する科学技術に關していかなる体制に進んだらいいかというふうなことも御審議願ひ、それを第三番目の委員会あるいは小委員会というふうな形で掘り下げていただきたいというふうなことを考えておるわけでございまして。

少し抽象的に申しまして御理解いただけたかと思つたのでございまして、けれども、私申ししたのは、必ずしもそうなるという意味じゃございませんで、われわれがただいま考えておりますところでは、そういうふうなことを考えております。非常に急な思いつきで、暗中模索的に出しましたわけでございまして、先ほど来申しますように、科学技術会議でも取り上げ、資源調査会でも勧告がなされるというふうな経緯もございまして、慎重に考えました末にお出ししたものでございまして、これを御了承いただきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 今の山本委員の質問に関連をいたしまして伺いたいのです。この海洋技術審議会の設置は、昨年の六月に、資源調査会長より科学技術庁長官に対して勧告が出されておりますが、この勧告を尊重してそういう審議会がございまして、こういうことになつたわけですか。

○政府委員(島村武久君) 御指摘のような資源調査会の勧告がございましたが、その精神を尊重して考えたものでございまして、これは間違ひございませんで、ただ、資源調査会の勧告にいわれた通りの中身を盛った審議会といふことではございませんで、科学技術会議等を取り上げられました海洋に關する問題の考え方等、いろいろ所要の点も考慮に入れます御提出申し上げたわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、勧告がなされてゐるんですが、この勧告については、これはどういふふうな処理されるんですか。何かそういう精神も尊重して、たしかそれだけじゃない、この審議会を作るんだ、こういうお話ですが、そうしますと、この勧告についての措置というのはどういふふうになさつておられるわけですか。これは審議会だけですか、そのほかにも何かやられるわけですか。

○政府委員(島村武久君) 資源調査会の勧告にございましては、「海洋資源の総合調査に關する企画及び調査結果の整備を行ひ得る体制を確立する」と、審議会を総理府に設けることと、かようなことになっております。今度の審議会でも資源の総合調査に關する企画等につきましては、この通りの審議会であるといふふうなことをおるわけでございまして。後段の「調査結果の整備を行ひ得る体制を確立するため」の審議会といふことにつきましては、ちよつと疑問がございまして、先ほど来申し上げておりますように、そのような体制をどうしたらいいかといふことをこの審議会が検討していただくといふことは申し上げた通りでございまして、もし資源調査会が言つておられるように、審議会自体が調査結果の整備を行なつていくような機関を要望されておるといふことになりまして、ちよつと趣旨が違つて参るわけでございまして、いづれにいたしましても、すなおに読みます場合、企画をやる審議会を作れとおっしゃいました点については、今度

の審議会は即応しております。また、整備等も行ない得るような体制問題を取り上げてこの審議会を置くといふこととでございまして、これもまた資源調査会の勧告にも即しておるといふふうなことをおるわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 先ほどこの審議会ができましたときに、大体こういうふうなものに審議の対象になるだろうといふようなお話がありましてですね。そして三つの小委員会がございまして、そのうち一つは、この勧告が実行されている趣旨とは非常に食い違つてゐるんじゃないでしょうか。勧告にも明らかなように、海洋資源開発利用のために研究を強化拡充する、海洋資源に關する総合的な実態調査を大規模に実施する、そのためにこういう調査会を設けようといふ趣旨だと思つて、さうしますと、先ほどおっしゃつた三つの小委員会を作つて論議されま

す内容とは、相当食い違つてゐるんじゃないでしょうか。これはもうすぐでも始めてもらいたいといふ、非常に急いでおる趣旨だと思つて、日本の海洋問題は相当におくれている。

○政府委員(島村武久君) 審議会自体についてのお尋ねだと思ひましたので、私先ほど来申し上げましたが、海洋調査に關する全般的な問題として、資源調査会がもつと大規模にやれ、こういう勧告をなさつたこの全体について申し述べますならば、この海洋審議会を作り出すことは、そのほんの一部にすぎない、資源調査会が最後にいっておられることを実現したにとどまるわけではございまして、むしろ何と申しま

ることも、内容的に調査研究をもつとしっかりやれ、こういうことであらうと思つてあります。その点につきましては、先ほど申し上げておりますように、私も科学技術庁といたしましては、予算の見積り調整といふようなことを通じまして、三十六年度の予算にあたりまして、科学技術会議の重点課題とされました中に、海洋も含んでおりますので、これらについて、重点的に見積りを行なうということもいたしました。また、科学技術庁自体で、御承知の通り、特別研究促進調整費といふものを三十五年度からお認めいただいておりますのであります。

この中からも海洋の調査部門に対しまして支出を行なつておるような状況でございまして、もちろん資源調査会が考えになりましたような規模でやるといふことを申し上げたわけじゃございませんで、それは今後の審議会の御審議の結果によりまして、いろいろと計画的に遂行して参りたいと思ひますが、とりあえず、昨年資源調査会から勧告が出されました以後の私どものとりました措置といふものは、そのようなことであるといふことを申し上げたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 この海洋の研究なり調査なりといふものは非常におくれておる、従来、日本において、そういう問題については、どうも目の目を見ない、各省庁ばらばらにそれぞれの目的に応じてやつておられたのですね、従つて、こういうような勧告が出てゐる、そうしてその勧告の精神を尊重して審議会を作るといふことになつてゐるのですが、その審議会の趣旨といふものは、この勧告の趣旨とは相当違つ

ているのだという点ですね、それから、先ほどお話がありました大体三つの考え方ですね、これなんかを見ますと、依然として今日の各省庁でやっているものを総合調整するとか、あるいは機構を考へてみるかというふうなのが、非常にこれまたおどろきな感じを受けるのですが、ですから、報告にいらっている相当勇気を持った考え方、こういうものが審議会の中に入つてこなければいけないと思うのですけれども、そうじゃないように思うのですけれどもね。

○政府委員(島村武久君) 鶴岡委員のお話に対して申し上げたいことは、報告自体で審議会を置くということをお願いするわけなんです。私どももいたしましては十分沿った態度をとっており、この審議会は決しておっしゃいますような大きなズレがあるというふうには考えていないわけなんです。資源調査会も、今度御提出申し上げましたような審議会のできまことを報告しておられるわけなんです。その点につきましては、私どもはそれほど食い違いがない、さように考えております。ただ、もし鶴岡委員が、資源調査会の報告は審議会を置くということをいっておられるけれども、その審議会を置けば、ほかのことはどうでもいいといっているのじゃないか、調査研究をしっかりとやらなければならないかというお話に対しては、せいぜい努力いたしておりますけれども、まだ資源調査会がおっしゃっているような

段階までのものとは隔たったものがあるというところを申し上げているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ少し内容に入つて、この審議会というのは答申を出すわけですか、それとも、三年、四年、五年というふうな、長きにわたつて各省庁でやっている調査研究というものの総合調整をしていく、そういうような任務を持っているのですか。

○政府委員(島村武久君) もちろんおっしゃいますような答申を求めることにいたしましたというふうな考えております。

○鶴岡哲夫君 どうもその報告の趣旨というのは、答申を求めているのですかね、私はそういうふうには思えないのです。この資源調査会の科学技術庁長官に対する報告というのは、審議会を作つて答申するというふうな考えていないんじゃないかというふうな思ふのですけれどもね。

○政府委員(島村武久君) 実は、資源調査会の報告自体は、審議会を置いて、そこで十分審議をしてもいい、こういう趣旨でございます。答申を求めようというふうなところまでは全然触れておられないわけでございます。私も、私どももいたしましては、やはり先ほど来申し上げておりますような、当面御審議願わなければならぬということがあるのでございますから、審議会を作ればそれでいいという考え方でなくて、こちらからどうし、何と申しますか、諮問という形において問題を提起いたしまして、それに対して答申をいただいて行政に反映さして参りたい、かように考えておるわけであ

ります。その点につきましては、資源調査会の報告せられたところと食い違いはないと考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 ない、あるという問題は別といたしまして、それじゃ今各省庁でやっているいろいろな海洋に関する試験研究というものを総合調整される機能を持つんですか。これはどうしたら総合調整できるかというふうな答申を出すんですか。

○政府委員(島村武久君) もちろん審議会の一つの仕事といたしましてそういうことをやっていただきますけれども、この審議会みずから調整するということはあり得ないわけでございます。あくまでこれは諮問機関でございます。まして、この審議会みずから総合調整を行なうという立場にはございませ

○鶴岡哲夫君 次に伺いたいのは、田畑委員の要求で資料が出ておりますですね。これを見てみますと、ただいまもらったのをさつと見たのですが、これを見ますと、どうも不満なんですけれどもね。というのは、海流調査と海底調査、まあ海流調査といいますが、それが非常に重点になっていまして、日本の現在における海洋技術調査というものが、これはあまりこちらへ重点を置き過ぎるんじゃないかという疑念を持つのですがね。その心配ありませんか。

○政府委員(島村武久君) ただいまお配りしたばかりでございます。思ふのでございませうけれども、決して海流調査だけのことを申し上げておるわけではございませうで、各方面でや

ております調査内容を全部書き出しておるつもりでございます。編集者の方に特段の意図は何もございせん。ただ、詳細にござんたいだきまして上で、どうも海流の方にばかりウエイトが行き過ぎておつて、さらにちょっとほかの方の調査をやるべきじゃないかという将来の問題でございませうれば、私どももいたしまして、そのような印象はないわけでもございせんし、それらは審議会を通じまして十分御審議をいただきましたと考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これを私さつと見たわけじゃなくて、詳細に読んだんです。読んでみまして、どうも潮流調査あるいは海洋調査というのですね、気象庁あるいは海上保安庁、こういうものが重点になってるようですね。それで、従つて、今の各省庁でやっておられる海洋技術研究に関するものを予算的にピックアップして見て、一体どういうところに現在重点が置かれていたのか、そういう説明をいただきたい。なお、予算的にピックアップした内容の資料をいただきたいと思うのですが、これじゃ不満ですから。

○政府委員(島村武久君) 海流に關します調査が多いと申しますのは、その事柄自体としての当然性もあるわけでございます。と申しますのは、ここにございませう海上保安庁にいたしまして、また、気象庁にいたしまして、極端な場合を申しますと、通産省の行ないます海底の地質調査にいたしまして、やはりどのような海流がどのような速さで流れているかというところがまず前提になるという事柄が多いわけでありませう。どうしても、まず海

流の調査からということにならうかと思ふのでございませう。しかしながら、海流の調査ばかりやっておつたんではしよのないことは御指摘の通りでございます。従来、必ずしも十分な連絡はないといたしまして、それぞれ行政目的に應じた調査の段階まで進まなければならぬことはおっしゃる通りでございます。

なお、それぞれの機関で行なつております調査の予算的な項目的な資料の御要求がございましたけれども、これは長い間かかつて、そのような面につきましても、そういう資源調査会で調査をしたこともないわけではございせんけれども、予算の建て方が非常に違ひますので、たとえばこの海洋調査のために幾らの予算を使つておるといふ資料はなかなか出ないわけなんです。現在私どもの方でも正確な数字を持ち合わせておりません。と申しますのは、このような機関が行ないます従来の海洋調査は、そのこと自体を目的としたものもございませうけれども、まあ、本来の目的が別にございまして、ついでにやるというふうなことが多かったりいたします。船もたくさんございませうけれども、それらの船も、調査ばかりのために動いておるのじゃないかというところをございまして、予算の建て方につきまして、調査のためにどれだけの資料はなかなか出ないわけでございます。従ひまして、何らか御要求がございませうれば、それに即応した概算の数字でもとりまして御提出申し上げたいと考えておりますけれども、どんぴしゃりで海洋調査研究のために幾らというふうな数字は、あるいは出にくい

かと思ひますので、お含みおき願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 ここに出ておりますのは、こういうことをやっていると、ものですね。それがどの程度の規模で、どの程度の予算でやっていると、あるいは国全体として見た場合に、今の海洋調査というものは一体どこに重点が置かれてゐるのか、どこが一番不足しているのか、こういう点の把握がしにくいわけですが、これでは。

それを見るには一番いいのは、現在行なっている各省庁の海洋調査、すなわち海流、あるいは地下資源、あるいは海中の動植物、あるいは海洋の気象、こういう問題について、予算的に見て今日の日本の海洋技術調査というものが一体どういふふうに進んでゐるのか、それともわからないようでは、審議会に出てみてもどうにもならないのじゃないかと私は思ふのですがね。

○政府委員(島村武久君) 調査の規模その他につきましては、はつきりわかつておりますので、計画課長から御説明いたします。

○説明員(来正秀雄君) ただいまちょっと御指摘のごさいました海洋の關係の、海流が特に重点的じゃないかというお話がございましたが、これは關係する範圍が非常に廣うございまして、たとえば水産で申しますと、魚がどういふふうに進んでゐるか、魚がどういふふうに進んでゐるかという問題がございまして、これは、たとえば日ソ漁業にもそういう問題がございまして、それから気象庁關係でございまして、これは海洋気象が非常に大きな關係があります。これがどういふふうに進んでいくかによって温度が変化して

参ります。また、日本にどういふ影響があるか、あるいは海流がどういふふうに進んでいくかという問題がございまして、それから、また航海の問題で水路がどういふふうに変化するかと、この中で、海流というものは非常に大きな問題がございまして、従来、そういう關係で海流の問題が、どつちかといひますと、非常に重点的にとられたことは事実でございまして、ただ、そのほかに、たとえば海底資源の問題とか、そういうような問題がございまして、従来は調査技術とか、そういうものが発達してございまして、なかなか調査ができなかったのですが、最近電波探知機あるいは音波、あるいはボーリング、いろいろな技術がだんだん発達して参りましたので、これからはそういう問題が取り上げられる問題になってくるのじゃないか、そういう点を今後大いに推進しなければならぬという点が、海洋審議会を作りまして、それではどういふふうに進んでいくべきかという点が、海洋審議会の問題になってくるというふうに進んで参ります。予算的に申しますと、どういふふうに進んで参りますかという点、予算が非常に不明でございまして、研究と調査と両部が一体となつて参りまして、非常に予算的に分類にむずかしい關係がございまして、また、船と定点で大体の規模を見てゐるというふうな關係もございまして、御要求のようないふ点が非常に分類がしにくい点がございまして……

○鶴岡哲夫君 分類がしにくいというのじゃなくて、そういう面についての基礎的な調査というものが行なわれていないのじゃないかという私は懸念を持っております。それが

はつきりしませんと、今日の日本におきます海洋技術調査というものが、自然の成り行きとして、一体どこに重点を置かれておるかという点が、いまいになるのじゃないかという気がするのですがね。おっしゃるやうに、海底資源に関する調査というものは、これはお話をならぬでもこれはよくわかる。常識的にわかって参ります。しかし、いづれにしましても、どういふやうな実情にあるのかという点がはつきりしないという点、何か今の各省庁で行なつておる海洋調査をばく然とピックアップをして、常識的に総合調整してしまふということになりますと、現在まで進んでおるものが、何かチェックされるという心配もあるし、未開発の点をピックアップして、それを積極的に開発するというやうな方向でも出てくるのかどうなのかという点を非常に心配するわけなんです。

○説明員(来正秀雄君) おっしゃる通り、海洋の問題は、現在まで非常に検討がなされてないという点で、予算の問題をどういふやうに発展させるかという、推進の問題の方にむしろ重点が当然かけられておる。そういうやうな推進をする場合にどういふやうな相互の間で関連をしながら推進していかばいいかというやうな検討が審議会の方で行なうべきであらうと考えております。

○鶴岡哲夫君 だから、どうもそういう予算的に見まして、それから実態上、もっと正確に今の日本の各省庁で行なつておる海洋技術がどこにあるのだという点がはつきりならないという、個々には非常に進んでおる海洋調

査というものがあつたわけですね、そういうところが何かほかのところのしわ寄せを食つてしまふのじゃないかという懸念をするわけですね。事実海洋観測については、これは海上保安庁もやつておられますし、運輸省もやつておられますし、気象庁もやつておられます。さうして海上保安庁と運輸省との間には、あるいは水産庁、これもやつておられます。その三者の一体その感じ方です。その問題についての、相当違ひがあるのじゃないでしょうか。それ

は要するに、それぞれ先ほど官房長がおっしゃつたやうに、それぞれの仕事に應じて非常に進んだ調査研究といふのが、ある面においては発達してはきておるわけですね。そういうところ

に、何かこういふものによつてしわ寄せされるのじゃないかという懸念があるわけですね。ですから、おっしゃるやうに、おつておる面を積極的に開発を促進していくのだ、こういうやうなはつきりしたものがないというやうな、何か総合調整するのだというやうな形で各省庁が心配する、こういうことになるとはならないでしょうか。今私が申しました海流調査、観測の問題について、各省庁の意見というものは、こういう問題については非常に心配してゐるのじゃないですか。ありませんか。

○政府委員(島村武久君) 私どもの御説明の仕方がまずいものでございまして、同つておられます、なるほどそのやうな御懸念も生ずるかと思ひます。今後大いに気をつけたいと思ひますけれども、実は全くこの問題に對します各省庁の意見は逆でございまして、これに非常に期待をかけられてお

るわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

○鶴岡哲夫君 この勧告の一番目にありますやうに、「海洋資源開発利用のため、基礎研究を強化拡充するとともに海洋資源に関する総合的な実態調査を大規模に実施する」というやうな、こ

うな懸念は逆でございまして、これは非常に期待をかけられておるわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

○政府委員(島村武久君) 私どもの御説明の仕方がまずいものでございまして、同つておられます、なるほどそのやうな御懸念も生ずるかと思ひます。今後大いに気をつけたいと思ひますけれども、実は全くこの問題に對します各省庁の意見は逆でございまして、これに非常に期待をかけられてお

るわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

○鶴岡哲夫君 この勧告の一番目にありますやうに、「海洋資源開発利用のため、基礎研究を強化拡充するとともに海洋資源に関する総合的な実態調査を大規模に実施する」というやうな、こ

うな懸念は逆でございまして、これは非常に期待をかけられておるわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

○政府委員(島村武久君) 私どもの御説明の仕方がまずいものでございまして、同つておられます、なるほどそのやうな御懸念も生ずるかと思ひます。今後大いに気をつけたいと思ひますけれども、実は全くこの問題に對します各省庁の意見は逆でございまして、これに非常に期待をかけられてお

るわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

○鶴岡哲夫君 この勧告の一番目にありますやうに、「海洋資源開発利用のため、基礎研究を強化拡充するとともに海洋資源に関する総合的な実態調査を大規模に実施する」というやうな、こ

うな懸念は逆でございまして、これは非常に期待をかけられておるわけでございます。私も、もちろんその間に十分な連絡協調というのは必要であるということを申し上げておるのでございまして、それぞれの部門で進んでおられますところの技術、逆に足を引つぱつて、何かもう必要ないことはせぬでもないというやうな調整をやろうという意圖は全然ございせん。そのやうな何かが、新しい審議会の運営によりまして出てくるかもしれぬというやうな懸念は全然いたしてございせん。したが、そのやうな見方があると思ひます。ただ、実はそのやうに、それぞれの行政目的に應じて行なわれまして調査をそのまま置いておいてどうかということになりますと、やはり話は別でございまして、観念的であるというおしかりはあるかもしれせんけれども、諸外国の例を見ても、私が、まあ一番似ておると申しますか、私が思ひつただけのことではございまして、カナダなどは、やはり合同の委員会を作りまして進めておるわけでございます。関係者の中でも、この問題に對する一般の認識が低いとか、あるいは自分たちの立場からいつてもなかなかうまく進まないとか、そういうやうなことにむしろ悩んでおるやうな現状でございまして、まことに残念なことではございまして、この審議会に寄せる期待が相当大きいという実情でございまして、これを申し上げておきます。

というような眼目は、審議会を作りますときに、何か切れているのですね、私冒頭に指摘をしたわけですよ。そういったしますと、先ほど申し上げたように、伝統的に非常に特殊に発達しているという調査研究を持っているところにおいて不安が生ずるのじゃないか。たとえばこの審議会の結論として機構の問題が出るかもしれないというお話ですね、かりに海洋に関する総合研究所みたいなものが創設されるというようなことに相なる、こう想定いたしますと、最もおくれしておるところはどこかといえます、これは海底資源ですよ、一番おくれしておるところは。そうしますと、実質的には海底資源という調査研究になるのじゃないか。あなたのところは目の目を見ないから、実際それを作するためにそういう研究所ができるのじゃないか、こういう懸念をしているのじゃないですか。そうじゃありませんで、各省庁。私そういう気がするのですがね。

○政府委員(島村武久君) 私どもの思いもかけませんでしたようなお尋ねでございまして、ちょっと急にお答えも何でございませうけれども、先ほど来申し上げておりますように、私どももいたしましては、何か総合調整というようなことによりまして、それぞれ進んだ技術なり研究なりをやっておられるところを抑制しようという意図は毛頭ございません。特に資源調査会で勧告しておられます基礎的な研究というふうな面につきましては、これは各省庁とされても、研究も同時に並行してやっておりますもの、やはり現在のところでは、大学における基礎研究といったようなものが、かなり海洋問

題につきましても大きなウェイトを持っておるわけでございます。その大学における研究自体が、聞きますところによりまして、やはり相当、何と申しますか、研究施設その他の面で劣っておるようでございます。実はこの審議会を総理府に置くことにしたいと申します願望の一つの理由といたしましては、大学の基礎的な研究というものと、タイアップをはかって参りたいということがあるわけでございます。もちろん審議会のことでございまして、大学の研究をどうこうということではございせんけれども、それらとも十分な結びつきをはかって参りたいというところに一つのねらいがあるわけでございます。従いまして、資源調査会の御答申の中で、基礎的な研究方面を重視しろとおっしゃっておりますこと、この審議会が生まれますことによりまして、そちらの方向へ進んでおるといことが申せるのじゃないかろうかと考えるわけでございます。

○委員長(吉江勝保君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記つけ。

○千葉信君 それじゃ総務長官にお尋ねいたします。いづれ行政管理局の長官が今お見えになるそうですから、全般的の問題については、行政長官の答弁を聞いてからお尋ねすることになりますけれども、一つだけ総務長官にお尋ねしておきたいのは、何か閣議の席上で、行政組織の一環としての審議会、協議会ないしは調査会等の存続について一応の結論があったようですが、そのうちのあなたの所管にかかわ

るところの暴力犯罪防止対策懇談会の存続等の問題についてはどういうふうになりましたか。それからまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 後ほど行政長官がお答えいたしますが、実は、審議会その他の審議会類似の問題につきまして、閣議で定めたものではございませんので、行政管理局としてその取扱い方を各省庁に通知をするという形をとったわけでございます。従いまして、具体的にどういふ懇談会あるいは審議会、調査会等をどうするということのようなことはないわけでございまして、そういう行政管理局の方針に従いまして、ただいま具体的におあげになりました暴力犯罪対策懇談会につきましては措置いたしたい。ということには、要するに、この懇談会というような名前でも、前々から千葉さんが御指摘のような形のものであるならば、それは廃止する、あるいはこうしたものが必要とあるならば法律によるということについて目下研究をいたしまして、至急に結論を得たいと考えている次第であります。

○千葉信君 答弁はだいたい私の了承できる線に近くなりましたが、はっきりしておきたいのは、そのお答えのありました暴力犯罪対策懇談会、その懇談会の開会の予定日は四月二十五日になっている。過去も二回、はっきりこの問題については法律によることにするという総理大臣の答弁があったあとで、まだ脱法的に二回もその懇談会を開いていきます。四月二十五日に開かれますとすれば、今度がちょうど三回目になります。今の御答弁を忠実に実行するということになれば、廃止するな

り、もしくは存続するとしても、成規の方法をとったあとでなければならぬのが当然だと思ひますが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま申し上げましたようなことで研究をしまして、至急に結論を得たいと考えておりますので、従いまして、それに従いまして予定されているとおっしゃいました開催等につきましても、はっきり結論をつけたいと考えております。

○千葉信君 重ねてお尋ねしておきますが、はっきり結論をつけたいという意味は、今までのようなルーズな格好で、極端に言えば法律を無視した格好でやってきたことを、この際はっきりと、国会における審議の経過にかんがみて、はっきりするということ、もしやるとすれば、法律に基づいたものに切りかえてからやる、そうでなければやらないということではなければなりません。きりならないんですが、そう了解していいですか。

○政府委員(藤枝泉介君) さような意味においてはっきりしたいと思ひます。もちろん、いろいろ総理と千葉先生とのやりとりその他についての内容については、もうすでに御承知のことでございますから申し上げませんけれども、そういう意味においてはっきりしたいというふうに考えております。

○千葉信君 これ以上は追及しませんが、もしも、もしただいまの答弁がなかなか上手な答弁をされていて、場合によればやることがあるかもしれないという不安を私に起こさせる答弁ですが、そういう事実がもし発生したら、そのときには私は絶対に容赦せずに追及す

るつもりですから、それを申し上げて私はこの質問は打ち切っておきます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) それじゃ速記をつけて。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。村山君から、委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見は討論中にお述べを願います。なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願います。

○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題になっております総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

修正案を申し上げます。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。その修正の理由は、この法律案の附則では、

「この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。」とありますが、四月一日はすでに経過してしましましたので、「この法律は、公布の日から施行する。」というように修正する必要があります。

よって、ここに修正案を提出する次第でございます。

右の修正部分を除く原案に賛成いたしました。私の討論を終わります。

○千葉信君 私は、この法律案に、党を代表して賛成いたします。

ただ、しかし、この法律案審議の過程において問題となりました国家行政組織法第八条に違反する類似的付属機関が総理府内にも設置され、名前は暴力犯罪防止対策懇談会でございますが、この委員会の審議の過程において、政府の答弁として、はつきりその立論の正しさを認めて、近く法律をもってこの懇談会を規制するという答弁をしながら、過去二回にわたってその懇談会をその答弁以後において開催したというところについては、私は政府の態度として絶対に了承できないものであります。しかし、ただいまの総務長官の答弁から見ても、また、伝えられる政府の方針から見ても、政府としては、この問題については近く善処をするという態度を表明されましたので、私は一応その問題は解消に近づきつつあるという判断のもとに、本案に対しては、賛成の意を表する次第です。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより総理府設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました、村山君提出の修正案の問題に供します。村山

君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よって、村山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致をもって、修正すべきものと議決されました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後は二時再開することとし、これにて暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後二時二十四分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、池田科学技術庁長官、島村官房長、久田計画局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤道君 長官に、まず、この科学技術会議が三十四年に設置されたわけですが、一体どういう理由で設置されたか、本法審議にあたって、一言確認して入りたいと思っておりますので、大臣からお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(池田正之輔君) 最初にできましたときには私はおりませんでした。が、要するに、わが国の科学技術行政の総合調整を主たる目的として科学技術庁ができ、その支柱となつて今後の科学技術というものの振興方法、あるいは総合計画といったようなものをここで審議いたしまして、その意見に基づいて今後の科学行政を行なっていく、こういう趣旨だと思っております。

○伊藤道君 科学技術の全分野にわたる施策の総合ということ、それと結局科学技術の政策の面で一貫性を持たせる、こういう目的で、あの当時科学技術審議会があつたのを、それを廃止して、三十四年にこの科学技術会議を設置したと、われわれはそう記憶しておるわけですが、そこで、この科学技術会議によつて科学技術の振興をひたすおるわけですが、いろいろ問題はあろうと思つて、当面最も壁になつてゐるものは一体何であるか、そういうものをまず明らかにしておきたいと思つております。

○国務大臣(池田正之輔君) これは非常に御認識のようになつてゐるわけで、一つ一つ切り離してというわけにいかない、それぞれ関連性を持つておりまして、しかし、とりわけこれを推し進

めていくためには、御承知のように、まず人材の養成ということから始めなければなりませんし、それを基幹にしまして、その上に立っているいろいろな研究その他拡大強化していく、こういうような方向でいかなければならぬと思つております。

○伊藤道君 ちょっと私のお尋ねの面と食い違つておるんですが、私今伺ひしたのは、私科学技術会議を設けて、科学技術の進展に科学技術庁として努力されておると思う。その科学技術の振興にあつて、一体どういうものが壁となつておるか、支障となつておるか、そういうものがあれば、このことをまず明らかにしていただきたい、そういうことなんです。

○国務大臣(池田正之輔君) 壁になつておると申しますと、これはまず技術者を養成いたします。これも大きな一つの課題になつておるでしょう。それから研究設備その他に対して、いわゆる予算の面でも十分にはまだいってないということもあるでしょうし、そういったようないろいろな壁があると思つております。

○伊藤道君 この科学技術会議の構成については、議長に総理大臣が当たつて、大蔵大臣、文部大臣、それと経済企画庁、科学技術庁の長官、日本学術会議の会長、それと科学技術に關して特別なすぐれた識見を有する者、これが三名、計八名で構成しておると思う。今回の改正案は、そのうち科学技術に關して特別なすぐれた才能を持った方二名を増員しよう、そういうことであらうと思つておるんですが、それで、ここでお伺ひしたいのは、この二名は非常に勤にあらうと、二名、し

かも、これは非常勤。その根拠は那邊にあるのか、その辺をお伺ひしたいと思つて。

○政府委員(久田太郎君) 私から御答弁させていただきます。

今回の増員にあつては、増員される二名の学識議員の方を非常勤にいたしましたのは、現在第一線で御活躍の方に早急にお願ひをしまして、増強をしたいという趣旨からでございます。

○伊藤道君 今の点でも明らかによろしく、特別な識見を有する者二名、しかも、これは非常勤ということであるわけですが、専門委員には何ら手をつけていないようですが、専門委員は現在のままで別に強化しない、このままでいくつもりの方ですが、それで差しつかえないのかどうか。

○政府委員(久田太郎君) 専門委員につきましては、それぞれ部会に専属していただきまして、専門事項を調査していただくことになっておりますが、これはあくまで専門的な事項の御調査でありまして、議員となりますと、非常に高い識見を持たれて、もちろん一つの分野で深い御経験、知識をお持ちではございませんけれども、全般的な、科学技術全体に対する高い識見をお持ちの方という趣旨でございますので、専門委員とはその点性格的に異なるのではないかと考えております。

なお、専門委員につきましては、先般諮問第一号に対する答申を御審議願う段階で、総合部会の下に五つの分科会を設けて、専門委員をそれぞれその下にお願ひしたわけでございますが、一応答申の第一段階が終わりまして、この分科会に専属されて

おられます専門委員については、一応そのお仕事を終わっていただいたという事になっております。

○伊藤麟道君 二名の議員増員ということの理由として、最近における科学技術の発達はまことに目ざましいものがある、幾多の新機軸を開いておる。そういうような意味の御説明があったわけです。このところというところの幾多の新領域というのは、一体どういう点をさしておられるか、もちろん詳しく言うとは膨大なものになります。が、骨組みだけ、一体おなものはどういうような面であるか、これをまず確かめておきたい。

○政府委員(久田太郎君) この分野という点でも、いろいろなカテゴリーがございますが、まず科学技術そのものの分野ということに限定して一、二の例を申し上げますと、たとえば最近における宇宙科学の進展というものは、一月ごとに新しい展開が見られるということでございますし、しかも、これがエレクトロニクスを初め、いろいろな分野——生物学に及ぶまで、いろいろな分野にまで広く関連をしておるという点なども一つの著しい特徴であらうと思ひますが、なお、一つ例を申し上げておきますと、最近における生物学とその他の物理科学、いわゆるイグザクト・サイエンスと申しますか、そういった面との中間領域などが非常に新しい展開を見せて参りまして、たとえば昨年は日本にも生物物理学会というものが発足いたしましたして、この面での研究の今後の発展を非常にわれわれに期待させておるわけでございますが、一、二の例として申し上げますと、そ

ういったものがあげられるかと思ひます。

○伊藤彌達君 昭和三十三年の七月十四日に、その当時の三木科学技術庁長官が、そのときの兼重日本學術會議會長に照会を出しておるわけです。そこで、兼重會長が本會議を開いてその意見を報告しているわけです。この内容を見ますと、非常に重要な要素が含まれておるわけです。たとえば二、三、三拾ってみますと、一つには科学者の意見を尊重すること、それは學問、思想の自由を守ること、あるいは大学の自治を尊重すること、科学研究に対する基礎部門の役割を重視すること、まあこういう点について先般文部省に勧告を出されたと思うのですが、さらには科学技術の發達については、特に総合性を留意されること、まあこういう意味の報告がなされておると思う。これはいづれも非常に重大な要素を含んでおると思うのです。そこで、科学技術庁としては、こういう報告に対して、これをどのように受けとめ、どのようにその後措置しておられるか、大臣としての、長官としてのお考えをお聞きしておきたいと思うのです。

○國務大臣(池田正之輔君) お答えいたします。

これは当然科学者の意見、あるいは
学界の意見というものは尊重しなけれ
ばならない。従つて、科学技術會議に
おきまして、あるいはその部会、あ
るいはその専門委員会等におきまし
ても、學術會議等の主要なメンバーの
方に入つていただいて、緊密なる連絡
をとりながらやつております。いづれ
もその当時の、ただいまの御意見の通

りに、その方向に進めておるつもりであります。

○伊願願道君 この日本学術会議との連携は非常に大事なことだと思うのです。まあ一つには、幸いなことに日本学術会議会長が議員になっておられる、こういうことで連携は保たれるわけですが、その他一体両者の連携についてどのように考えられて、どのように実施されておるか、具体的の面をお伺いしたいと思います。

○**國務大臣（池田正之輔君）**　現在學術會議連絡部会の方に學術會議の方から十二名の方が参加していただいて、そこで熱心に審議を願っておるというのが実情でございます。

○政府委員（久田太郎君） 補足的に御説明させていただきます。

学術会議との連携につきましましては、ただいま先生からもお話がありましたように、学術会議の会長が議員としてお入りをいただいておりますほかに、専門委員としましては、先般の一号答申を御審議願う段階で、当時の学術会議の会員の方、会長も合わせまして十九名の方がこれに御参画をいただいております。ところが、昨年の暮れに学術会議会員の改選がございまして、その際に、会員に立候補することを御辞退になった方などがその中から出て参りまして、現在のはたしか十二名になっておるか存じますが、いづれにいたしましても、学術会議連絡部会を、今までに科学技術会議発足以来、十三回開催いたしておりますで、最近では、大体毎月一回ぐらい連絡のための会議を持っておりますが、しかし、たとえはこの前の一号答申を御審議願ったような、特別な重要案件をかかえておりま

したような時期には、そのほかにいろいろな別途の説明会、懇談会等を開催いたしました。できるだけ学術会議の御意見が科学技術会議の方に反映するように努力いたして参りました。

○伊藤藤道君 政府の科学研究に対する投資はあまりふえていないけれども、民間企業の研究投資が相当大幅にふえておる、こういう意味の統計を科学技術庁として三月九日に発表されておるわけです。こういう事実に対して、長官としては一体どういふふう

お考えになっておるのか。このままで一体日本の科学技術の発展が期待できるのかどうか、こういうことについて長官としては一体どういうふうにお考えですか。

○國務大臣(池田正之輔君) 御承知の
ように、日本の科学技術というものは、日本は伝統的に科学に弱い、私だけが弱いのでなくて、日本全体として弱いのであります。これは民族の歴史なり伝統というものがありまして、従って、たとえば戦争によって日本の財閥が解体され、三井、三菱が解体されても、何一つ残らなかった。今日アメリカを初め、世界の自由主義国家の財閥を解体したならば、おそろくりっぱな研究所が残るであらましよう。日本にはそれがなかった、これが現実の姿じゃなかったかと思えます。従って、そういう伝統の上に立った日本の科学技術というものは非常に弱い。しかも、民間業者が自分で金を出して研究するといったような、そういうならわしといえますか、それがなかった。しかし、それでは今日では競争ができないというので、最近民間でも相当な研究費をつぎ込んで、りっぱな研究所

を建ててどんどんやり出したというこ
とは、まことに喜ぶべき傾向だと思
います。しかしながら、まだソ連やアメ
リカはもろちんのことではありますが、
ヨーロッパの国々に対比したとしても、
はるかに違いというのが現状で
ございます。従って、今後科学技術庁
といたしましては、政府自身の研究機
関の拡充も当然でございますが、民間
のそうした傾向を大いに助長せしめて
いきたい、かように思うわけでありま
す。

○伊藤頭道君 総理府統計局の三十四年度の統計を見ますと、科学技術研究調査で、国公私立の研究機関あるいは大学、こういうものと民間会社の施設したものとの統計が出ております。これを拝見いたしますと、自然科学研究費として推定約千四百九十億、これは前年度の七百九十億に比べると、約二倍にはね上がっております。全体として見ると非常に倍率がいいわけで、たのもしいわけですが、さて国の面を見ますと、これはまことに貧弱で、二割しか伸びていない。ところが、民間の面については約二倍の伸長を示しております。非常にむしろ逆な傾向がうかがわれるわけです。まず国が率先して金をかけなければならぬ。科学技術の振興については、全国民が期待していると思うのです。こういう面で、実際の数字は、かような貧弱な数字しか示しておられないわけですが、これについて科学技術庁長官としても、相当責任があるうと考える。こういうことではなかなか期待できないと思う、科学技術の振興は。この点についてどういうふうにお考えになるか。

○國務大臣（池田正之輔君）これは当

どころか、研究施設は何もない。なお

行政機関の長に対し科学技術の振興及

対してとった措置についても報告を求

対しては敬意を表することは先ほど申

し上げたのですが、そういう観点から同感であるわけですが、さらにこの十一

一つその辺の決意のほどをここで伺っておきたいと思うのです。

○国務大臣(池田正之輔君) これは勸

告文にありますように、先ほど御指摘

になりました科学技術会議の答申にも

ございますように、日本の科学技術者

というものは、これからの十年の間

に、約大学卒業者が十七万人必要とす

るところが、文部省の計画によりまして、

これが入学者が、短大を含めまして、

十萬とちょっとであります。今数字

ははっきりしません、十萬三千でござ

いましたか五千でございましたか、

ところが、これは入学者でございま

して、文部省が世間に発表しておる

のは、この入学者の数をいってお

るのです。七萬三千とか、これは短

大を除いた大学だけの入学者の数で

す。そこで、これをさらにあらわ

てみますと、短大をも含めて、この

十年間に卒業する人が五萬六千九百

三十二人という数字でございます、

全部卒業するとしてしましても、その

中からロスを引いていきます。途中で

脱落する者も出てきます。それから、

せっかく卒業しても親の職業を継いだ

り、そういう工場や研究所や何かの職

場につかないで、新聞記者になるのも

あるでしょうし、いろいろありまし

て、そういうロスを見ますと、どうし

ても二割ないし三割ロスが出てくる。

そうなってくると、卒業して工場なり

そういう実際に必要な職場につく人員

というものは四万人内外しかない。十

七万人の要請に対して四万人しかない

ということ、これは政府が言ってお

る十年計画というものに重大な支障

を来すわけです。これは明瞭な事実

お持ちであらうと思ひますけれども、

なんですね。そういうものを前にして

文部省はどういう措置をとったかとい

いますと、これは文部大臣おつてくれ

れば一番いいのですが、きょうは残念

ながらいませんが、大学というのは、

御承知のように、国立の大学と、そ

れから公立の大学があります。東京、大

阪あるいは名古屋とか大阪市といっ

たような公立の大学があります。それ

から私立大学もあります。この三色あ

るのです。国立と公立と私立と三つあ

るのです。ところが、文部省のやつて

おる仕事を見ますと、国立だけ一生懸

命やつておる。そして公立や私立に向

かって一つも呼びかけもしなければ、

協力も求めていない、この実態を私は

怒るのです。なぜ一体文部省はこうい

うばかなことをしているのか、そこで

これをやれと、こう言っておるのだ

です。ところが文部省は、予算がもうす

でに通ったからやれないと、こう言う

のです。予算が通ってもやれるじゃな

いか、予算がなくてもやれる面がある

じゃないか、それは何だといひます

と、公立だって、話の持つて行き方

は、これはやりません。私は最近二、三

地方を回りますと、各県の名前はいい

ませんけれども、工科大学を作りたい

から一つ骨折りを願いたいといひて、

私のところに二、三の県からきており

ます。そういうところには全然呼びか

けていないのです、文部省は。それか

ら私立大学は、これはまた呼びかけて

いない。むしろこれは規制法を設けて

抑制している、これがけしからんと

いって私は怒っている。そこで、し

からば予算なしでいける方法があるか

という、いける方法があるのです。

の半ばになりましたから、もうすで

に時期はおそくなりました。公立は

もう大体だめでしょう。しかし、私

立はこれからでもやつて、五月中には

開講できます。新しい大学をばつんと

建てるのは、これはむずかしいでし

うけれども、現在ある、あるいは早稲

田なり慶応なり、あるいは日大なり、

それらの大学の科目をふやす、電子工

学をふやす、あるいは物理学をふや

す、科目をふやすということは、これ

は自由にできます。教授陣もおりま

す。それをふやさせない。なぜそれに

対して協力を求めてやらぬのか、それ

をやれば、たちどころにこしだけで

も何千人というのがふえるはずなん

です。それを文部省はやつていない。

そこで、あなたが今御指摘になった

ように、第四項あるいは第五項を發動

してやったらいいじゃないかというふ

うにお考えになるかもしれない。私

は、そうじゃないに、今実はこの残さ

れたたった一つの私立の大学、予算な

しでふやせる面、ことしは金がないか

ら自力でやつてくれないかといへば、

これは各大学で、私の手元にきてい

るのは七つ、八つあります。これだけ

もすでに五千人を突破しております。

これも文部省が許可すればいけるよ

うなことをいっております。文部省がそ

うのはけしからんやつです。これは文

部省の属僚政治というものは、まこと

にわれわれは見るにたえない。何とか

してこの機会にこの文部省の属僚政治

の壁を突き破らなければ、日本の科学

技術というこはできないのです。そ

こで、私は、そういう報告を求めると

か何とかという形式的なものよりも、

ここで勝負しようというのが私の決意

であります。

○伊藤道雄君 今、長官の言わんとす

る趣旨は私どもも同感なんです、ただ十

一条三項によって發動されたわけでは

ね、勸告を。ただ四項、五項について

は、その徹底を期するための規定がこ

こになされておらぬ。しかし、規定の

有無にかかわらず、文部行政について

は遺憾の点が多いから、ここで見せた

あなたの心がまえでもって、ここで十

二分に科学技術の基盤を育成してい

たい、そういう決意を今語られたと思

いますので、ぜひ一つ委員長にも要請

申し上げますが、次回の当案審議に際

しては、必ず文部大臣と長官とあわせ

て御出席いただいて、その場で十二分

に、徹底して日本科学技術の振興のた

めに万全を期したい、そういうふう

に考えますので、本日のところは、そう

いう意味合いがございますので、残念

ながら一応打ち切って、本日は質疑を

終わります。従って、委員長は、次回は

必ず文部大臣、長官が必ず御出席下さ

るよう、特別の配慮をいただきたい。

○高瀬太郎君 関連して、科学技術

の振興の障害の一つの重大な点、

おっしゃったように、予算の不足とい

うことは確かにあると思うのですが、

それを補充する意味で、民間方面から

寄付金とか補助金というものが、今ま

も相当出されておったわけですが、今後

も大いに出そうというものが相当ある

と思うのですが、それについて所得税

免除の件が非常に重要な関係を持つて

きておると思うのです。そういう点も

大いにゆるやかにしようという方針だ

と政府はいつておるようでありま

お考えになりますか、伺いたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) 今回の予算編成にあたりまして、若干そういう面で免税措置をとったりした点もございしますが、まだ残っておる点もございしますので、具体的には、一つ局長から。

○政府委員(久田太郎君) 今、手元に資料を持っておりますが、たとえば大学あるいはその他の教育研究機関等に対する寄付金の損金算入範囲の拡大等の問題につきましては、従来のワタのほかに、資本金の千分の二・五と、それから法人所得の百分の二・五を加えたものの二分の一を特別ワタとして新しく設けて、その限度までは免税にする等の措置を三十六年度から講ずるよういたしております。

○高瀬荘太郎君 そんなふうに拡大されていくこともむしろけっこうでありますけれども、それは特に大蔵省に免税申請をしないでもできる範囲の拡大じゃないかと思うのです。しかし、それだけじゃはなはだ不十分じゃないか。もっと大蔵省に対して免税の申請をしないでもできる所得税免除が行なわれるというものを大いにやる必要があるだろうと私は思うわけでありまして。しかし、まあこれは科学技術庁で決定できないことで、結局大蔵省で決定するであります。科学技術庁としてその点大いにがんばって、大蔵省を動かしていただきたいと思うんです。

それから科学技術庁として、大学なり、あるいはいろいろな研究機関に委嘱研究というものもやっておられるんですかどうか、伺います。

○政府委員(島村武久君) 過去において全然やったことがないというわけではございませんで、研究の委託をいたしたこともございます。しかしながら、それは非常に活発に行なわれておるというほどではございません。実は国立大学につきましては、当初からそのような計画が予定されておりますような場合には、大学においてそのような研究をやられるということであります。

実は大学から、文部省を通じて、大蔵省に予算を要求いたしまして、その大学の予算としてとられた上で研究されるというのが一応の筋になります。科学技術庁が予算をとりまして、それをいわば横あいから大学に流すということは、やや変則的な形になるわけではございます。従いまして、国立大学に對しましては、原則として、その大学から要求していただくというように形で運用されております。ただ、それはあくまで原則でございます。いろいろな特殊の事態に應じましては、やはり研究をお願いしなければならぬという場合もあり得るわけではございます。そのような意味におきまして、非常に活発にやっておるというわけではございませんが、行なわれてもよろしいと思います。

今までに行なわれたこともございますというのを申し上げるわけではございません。なお、それは国立の大学について申し上げます。私立の大学等につきましてはさような制限もございせんので、研究委託ということとは、今申しましたような意味合いでの障害は何もございせん。それ、ただ非常に活発に行なわれておるというほどではございませんが、まあ

私立の大学に對しても研究を委託した例はございます。

○高瀬荘太郎君 アメリカあたりの研究機関、あるいは大学の研究所あたりの予算を見ますと、まず七割ぐらいいは委嘱研究費だろーと思ひます。決して大学の予算とか、あるいは研究機関の予算でやっているわけではない。半分以上は外部からの委嘱であります。そしてアメリカの状況ですと、まず軍からの委嘱が大部分でありまして、空軍あたりの委嘱が非常に大きなものだらうと思ひます。日本にはまあそういうものがないですから、むしろ科学技術庁が中心になって予算を大いにいかにやりにくくなることが非常に必要じゃないか。で、研究所にいたしまして、今のような高度な科学技術の研究という施設をしなければ、とても精密な研究ができないものが多い。そんなことは、とても研究所の予算や大学の予算じゃできません。そこまですて、科学技術庁で世話をして、施設まで作って、そして研究費を大いにい出してやる、そういうふうにしなせんと、とてもアメリカあたりの研究に追いつくなんというところはむずかしいんじゃないかと思ひます。それと、科学技術庁というのは研究機関を十分持つていらつしやらないわけですか。ですから、いろいろな研究の方針とか必要とかというのを会議でやりになるでしようけれども、それをどこでどういうふうにするのかというところまでお世話をなさらないと、プランだけできたところで、目的は達せられない

んじゃないか、そういう意味で、私は、やはり科学技術庁が研究所を持つというところは必ずしも賛成いたしません。大学なりいろいろな研究機関へ委嘱されて、そこにいる権威者に十分の研究費をやり、また、施設も作っておやりになる、それが最も必要じゃないか。まあ池田長官は科学技術振興について非常に御熱心で、大へんけっこうだと思ひますが、しかし、今日の予算ではまだそこまでききませんが、そういうことも一つ今後十分にお考えになつていただきたい。

んじやないか、そういう意味で、私は、やはり科学技術庁が研究所を持つというところは必ずしも賛成いたしません。大学なりいろいろな研究機関へ委嘱されて、そこにいる権威者に十分の研究費をやり、また、施設も作っておやりになる、それが最も必要じゃないか。まあ池田長官は科学技術振興について非常に御熱心で、大へんけっこうだと思ひますが、しかし、今日の予算ではまだそこまでききませんが、そういうことも一つ今後十分にお考えになつていただきたい。

○国務大臣(池田正之輔君) ただいま高瀬さんから御指摘されたように、大科学技術庁そのものが、私今度自分就任いたしました、これは月足らずなんです。実はやっていると見えます。科学技術の総合といえます。科学技術が各省にまたがってあるし、そのあり方、これを御承知のように、イギリスやその他のように、公立の研究機関を全部一本にまとめ、デパートメントにしてやっていくという一つの方向でありまして、うし、そういうふうないろいろなことから見まして、今科学技術庁の存在理由というものは、どうも月足らずなような感じがして仕方がないので、そういうふうなこともあわせて、これからさうかあります。科学技術会議でいろいろ検討を願つておるわけでありまして。ことに、ただいま御指摘ありましたアメリカの例のように、つまり大学や何かの研究機関に委嘱して研究するというようなこと、これはつまり俗にいう、いわゆる産学協同——産業と学問と、産学協同と私どもは申しておりますが、これをやはり

アメリカのようにスムーズに実行に移していくためにも、実は日本の今の国立の大学の形ではこれはうまく運営できないのでございます。これは先生はよく御存じだと思ひます。けれども、今の財政法やその他の面で、あるいは研究の自由といういろいろな問題がございまして、つまり産業界と大学と、現在でも若干はやっておりますけれども、アメリカのように、大きな形のスケールにおいてスムーズにいかうかという、これはなかなかいかぬ。そうなると、勢い公立でありますとか私立ということになります。これは非常に自由にやっております。今後は日本の理科系の学校といふものは、公立なり私立といふものを私は非常に伸ばしていく必要があるんじゃないかという一つの考え方、今の国立のあり方がこのままだとすれば、それしか方法はないというふうなことも一つの大きな課題となつて、いわゆる産学協同といふもののあり方について、これも今の科学技術会議の一つの大きな課題として取り上げて検討を加えておるところでございます。

アメリカのようにスムーズに実行に移していくためにも、実は日本の今の国立の大学の形ではこれはうまく運営できないのでございます。これは先生はよく御存じだと思ひます。けれども、今の財政法やその他の面で、あるいは研究の自由といういろいろな問題がございまして、つまり産業界と大学と、現在でも若干はやっておりますけれども、アメリカのように、大きな形のスケールにおいてスムーズにいかうかという、これはなかなかいかぬ。そうなると、勢い公立でありますとか私立ということになります。これは非常に自由にやっております。今後は日本の理科系の学校といふものは、公立なり私立といふものを私は非常に伸ばしていく必要があるんじゃないかという一つの考え方、今の国立のあり方がこのままだとすれば、それしか方法はないというふうなことも一つの大きな課題となつて、いわゆる産学協同といふもののあり方について、これも今の科学技術会議の一つの大きな課題として取り上げて検討を加えておるところでございます。

○高瀬荘太郎君 今のお話のような方針で大いに前進になつて、具体的に実行していただければ大へんけっこうだと思ひます。先ほどお話が出ました私立学校で理工学系統の学部を大いに拡大したり新設してやればできる、こういうふうな考えであります。これもやはり予算の問題だろーと思ひます。まあ予算と人の問題、今の文部省の大学基準に合うような教授の陣容をそろえるというところは非常にむずかしいだらうと思ひます。で、金の方は、さつ

き申しましたように、産業会社でもって寄付金を技術者に、困っているのですから相当出そうというものが相当あると思う。けれども、まあ出すについては、税金でも免除されるというような特典でもない、大規模な寄付をなかなかしないのです。ですから、この点を一つ解決していただければ、ほかの点もかなり解決できると私は思うのですが、まあ大蔵省がなかなかむずかしいことだろうと思います。文部省はむしろ賛成することなんです。一つ極力大蔵大臣と折衝なすって、その点つまりそういう方面への寄付金はいろいろなワクを作らない、資本金の何割だとか、あるいは大蔵省へ申請して許可を得るとか、そういうものを一切除いて、当分の間でもいい、五年間でも十年間でもいいのですが、そういう寄付金については一切税金を免除する、こういうふうな何とかなるよう十分御推進をお願いしたい。

私の質問はこれで終わります。
○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、公務員の寒冷地手当に関する諸願(第一三五六号)(第一三七〇号)(第一三七二二号)(第一三七三三三号)(第一三七四四号)(第一三七五五号)(第一三七六六号)(第一三七七七号)(第一三七七八号)(第一三七七九号)(第一三八〇号)

一、恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願(第一三六七号)(第一三六八号)(第一三六九号)(第一四三〇号)(第一四四五五号)(第一四五六号)(第一四七二二号)(第一四八八号)(第一五四四二号)

一、文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(第一三八一五号)

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(第一三八二二号)(第一四一一号)(第一四五七号)(第一四八七号)(第一五四二二号)

一、建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(第一三八三三三号)(第一三八四四号)(第一四一二二号)(第一四一三三三号)(第一五四三三三号)(第一五四四四号)

一、農林省に園芸局設置の諸願(第一三八九号)(第一三九〇号)

一、国有林野事業の作業員の賃金引上げ等に関する諸願(第一四五〇号)

一、元南満洲鉄道の職員に関する恩給法の特例制定に関する諸願(第一四六一号)

一、軍人恩給の加算制度復元に関する諸願(第一四七一五号)

一、恩給法の一部改正に関する諸願(第一四八九号)

一、国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する諸願(第一五六九号)(第一五七〇号)

第一三五六号 昭和三十六年三月二十四日受理
公務員の寒冷地手当に関する諸願(三三通)

請願者 新潟県長岡市土合町 一、四六七 鈴木真一 郎外二名
紹介議員 清澤 俊英君

現行寒冷地手当は、昭和二十七年における調査価格をもつて支給されてお

り、余りにも実情にそわないので、最近の実情に合するよう改正せられたいとの強い要望をつづけてきたところ、これがみとめられて、去る第三十四回国会において、三十六年度から改正する

よう附帯決議がなされたのであるが、人事院はこれを除外して勧告を行なつた。これは、寒冷積雪地帯勤務者の冬期生活の実態を理解せず、国会の附帯決議を無視したものであり、まことに遺憾であるから、国家公務員に対する

寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項を「寒冷地手当はその支給期間を通じて職員

の俸給の月額の二十五に相当する額の四

月分をこえてはならない」とすみやかに改正せられたいとの諸願。

第一三七〇号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する諸願
請願者 長野市三輪田町一、二七六 丹下史郎

紹介議員 小山邦太郎君

現行寒冷地手当は寒冷の気象条件により増高する燃料費、食糧費、被服費、住居費等を昭和二十七年における調査

価格を使用しその支給額を算出したものである。従つてその後の生活費の増高と全国有数の寒冷積雪地である長野県に在住する公務員に支給される寒冷

地手当は実情にそわないきわめて不合理なものであるから、今国会においてぜひとも是正措置を講じ各級地ともそれぞれ引き上げられたいとの諸願。

第一三七二二号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する諸願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂 九、一四一 金井長

紹介議員 羽生 三七君

この諸願の趣旨は、第一三七〇号と同じである。

第一三七二二号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する諸願
請願者 富山県新湊市針山富山 内 嶋坂正則外九十九名

紹介議員 館 哲二君

この諸願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三七三三三号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する諸願(二通)
請願者 長野県更級郡更北村 小島一夫外一名

紹介議員 勝俣 稔君

この諸願の趣旨は、第一三七〇号と同じである。
第一三七七号 昭和三十六年三月二十四日受理
公務員の寒冷地手当に関する諸願(六通)
請願者 新潟県長岡市東神田町 三丁目 星野徳三郎外 五名
紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三七八号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（九通）

請願者 新潟市関屋堀町三ノ一、八三四 小林申司 外八名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三七九号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（九通）

請願者 山形県西置賜郡白鷹町 守谷正太外八名 紹介議員 村山 道雄君

現行寒冷地手当は最高五級地で本俸及び扶養手当の合算額の百分の八十になつており、寒冷地帯の気象条件によつて増高する燃料費、食糧費、被服費、住居費等を基本として昭和二十七年において調査した価格をもつて級地別の支給を算出したものである。昭和二十七年以降現在まで政府統計を使用して人事院が採用している現行支給区分決定の構成、品目、価格を見ると相当上昇を示しており、これらの騰貴率をもつて当時から現在に修正し級地別の支給額を算出すると五級地で約百三十パーセントは必要価格であり、又昨年十月公務員が増額されたにもかかわらず現行寒冷地手当は約六十パーセントの低い割合になつてゐるから、五級

地百分の八十を百分の百に、四級地百分の六十を百分の八十に、三級地百分の四十五を百分の六十に、二級地百分の三十を百分の四十に、一級地百分の十五を百分の二十に、それぞれ改正せられたいとの請願。

第一三八〇号 昭和三十六年三月二十四日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（十通）

請願者 新潟県新津市三丁目 田中健一外九名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三六七号 昭和三十六年三月二十四日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一財団法人日本傷痍軍人会内 増田藤三郎外一名

紹介議員 寺尾 豊君

今国会に提出された恩給法等の一部を改正する法律案は、昨年自由民主党議員から国会に提出された法律案（衆法第四十六号）の内容と全く異なり、多くの問題点を残しているから、本法案中の傷病恩給に係わる部分を修正し、（一）増加恩給及び傷病年金の年額を戦間公務による算出額に修正すること、（二）間差（各項、款症間の比率）を終戦までの間差に修正すること、（三）家族加給中、増加恩給の加給年額を一律四千八百円に、また傷病

年金受給者にも家族加給を支給すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一三六八号 昭和三十六年三月二十四日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一財団法人日本傷痍軍人会内 松岡武志

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一三六九号 昭和三十六年三月二十四日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 福井市大手町福井県傷痍軍人会事務局内 荒井公一

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三〇号 昭和三十六年三月二十五日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（三通）

請願者 兵庫県尼崎市神田北通五丁目 下垣菊一外二名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四五五号 昭和三十六年三月二十七日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 京都府福知山市宇堀内 田町二、五四八ノ二 足立信治

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四五六号 昭和三十六年三月二十七日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（三通）

請願者 神戸市葦合区熊内町 藤井八郎外二名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四七二号 昭和三十六年三月二十八日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（三通）

請願者 兵庫県神崎郡福崎町新五十四 大杉武次外二名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四八八号 昭和三十六年三月二十八日受理

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五四一号 昭和三十六年三月二十九日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（二通）

請願者 石川県金沢市広坂通り 一四九 徳田保久外一名

紹介議員 鳥島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一三八一号 昭和三十六年三月二十四日受理

文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員に定員化に関する請願（五通）

請願者 兵庫県佐用郡上月町福吉二八四 和田善夫外四名

紹介議員 野上 元君

文部省文化財保護委員会においては、現在定員不足のため、業務ならびに工事遂行上定員内職員と同一の職務内容と責任を持ち、しかも長期にわたり継続勤務している常勤的非常勤職員が働いているが、これらの職員は特殊な技能と長年の経験が必要であり、業務ならびに工事遂行を円滑ならしめ、責任ある職務を遂行するためにはぜひとも全員を定員に繰り入れることが必要であるから、行政機関職員定員法を改正して、文部省文化財保護委員会事務局の定員四百三十人を五百四十五人に増員せられたいとの請願。

第一三八二号 昭和三十六年三月二十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(八通)

請願者 高知県中村市鍋島 崎鶴美外四十六名

紹介議員 田中 一君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤勤務者三千八百八十一名と常勤的非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基づく定数を三万六千三百一十一名に改正せられたいとの請願。

第一四二二号 昭和三十六年三月二十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二十六通)

請願者 広島県佐伯郡大野町 山本文子外百九十三名

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第一三八二号と同じである。

第一四五七号 昭和三十六年三月二十八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福島県安達郡本宮町万世一四五 阿久津義則 外五名

紹介議員 辻 政信君

この請願の趣旨は、第一三八二号と同じである。

第一四八七号 昭和三十六年三月二十八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二一通)

請願者 新潟県長岡市草生津町 四 安達澄子外百二十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三八二号と同じである。

第一五四二号 昭和三十六年三月二十九日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四八通)

請願者 群馬県山田郡大間々町 桐原 津田信美外二百九十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三八二号と同じである。

第一三八三号 昭和三十六年三月二十四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四通)

請願者 札幌市南四条西二十三丁目 島田博子外三名

紹介議員 北村 暢君

建設省、北海道開発局、運輸省港湾建設局に勤務する定員外職員(常勤職員、常勤的非常勤職員)は、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期にわたる継続勤務を行なっているにもかかわらず不合理かつ不当な待遇を受けているから、これら定員外職員全員の定員化をはかられたいとの請願。

第一三八四号 昭和三十六年三月二十四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二十通)

請願者 北海道砂川市東庄杜宅 四一四二 細谷久美子外十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一四二二号 昭和三十六年三月二十五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十七通)

請願者 広島県福山市木之庄町 三九一 杉山悦子外十六名

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一四一三三号 昭和三十六年三月二十五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三三通)

請願者 北海道留萌市沖見町一五三ノ一三 菊池次男 外二名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一五四三三号 昭和三十六年三月二十九日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十四通)

請願者 大阪府都島区毛馬町三丁目 斎藤雄一外十三名

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

紹介議員 田中 一君

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三十通)

請願者 北海道稚内市山下通七 藤本有寿外二十九名

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一三八九号 昭和三十六年三月二十四日受理

農林省に園芸局設置の請願

請願者 長野県議会議員 羽田 義知

紹介議員 小山邦太郎君

最近園芸農業は、めざましい発展をとげ、わが国農業の重要な地位を占めるに至っている。幸い政府においては、この重要性を認識され昨年七月に農林省内に園芸課を新設されたが、さらに園芸農業の振興発展を期するため、同省に園芸局をすみやかに設置して、行政機構の大幅拡充強化を図られたいとの請願。

第一三九〇号 昭和三十六年三月二十四日受理

農林省に園芸局設置の請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 小坂卓郎

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第一四五〇号 昭和三十六年三月十七日受理

国有林野事業の作業員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 宮崎県延岡市本小路 高司守外五十四名

紹介議員 木村龍八郎君

林野庁に勤務する職員の賃金水準は、一般公務員より約二千八百円も低位におかれているが、特に作業員に至っては、三年間賃金の引上げが行なわれていない。しかも、このような低賃金のうえに、約一万五千四百六十一名の定期作業員と約一万三千七百六十名に及ぶ月雇作業員は、一年のうち六箇月とか四箇月しか雇用されず、また来年必ず仕事があるという約束すらなく、全く不安定な状態におかれているから、必要最少限の要求である五千五百円の賃上げと、雇用の安定を実現せられたいとの請願。

第一四六一号 昭和三十六年三月十八日受理

元南満洲鉄道の職員に関する恩給法の特例制定に関する請願

請願者 宮崎市橋通四ノ四二 湯地利市外一名

紹介議員 平島 敏夫君

元南満洲鉄道株式会社職員は、形は会社員ではあるがその実質は日本政府職員であつて、その点元満洲国政府職員とならざるべきでないものであるから、今回提出を予定されている恩給

法改正案において元満州国政府職員等がその勤務期間を恩給受給の対象とされるのと同様、元満鉄職員期間のある公務員についても恩給法の特例制定によつて、その在職年を通算しうるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一四七一号 昭和三十六年三月二十八日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願 (六通)

請願者 茨城県日立市大沼町

二、〇二八茨城県旧軍人恩給権擁護連盟河北地区連絡協議会内 小

泉三郎外千六百三十七名

紹介議員 郡 祐一君 松村

秀逸君

旧軍人の実在職年につける加算年は、軍人恩給停止前に普通恩給の裁定をうけた者には、これを認めているにもかかわらず、同じく戦地に勤務しながらたまたま軍人恩給停止前に恩給の裁定をうけられず、終戦後復員した者が認められていないということは、まことに不合理であるから、この処理上の大きな不均衡を是正するよう、今国会において法制化せられたいとの請願。

第一四八九号 昭和三十六年三月二十八日受理

恩給法の一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町二ノ四社団法人全国

戦争犠牲者援護会内

中山マサ

紹介議員 安井 謙君

今般政府が加算一部の復活その他によりいまだ恩給権を有せる者に対し新たに恩給権を付与するとともに、傷病恩給一部の増額を図られたことはまことに感謝に堪えないところであるが、更に全恩給扶助料額の基礎である仮定俸給を去る三十四年退職年金法施行直前の額に統一向上して退職時期による不均衡を是正せられたい。これがためとりあえず未亡人、傷病者及び老齢者に対し、(一)一万五千円ベースの完全実施、(二)旧軍人の号俸引下げの廃止等の緊急措置を講ぜられたいとの請願。

第一五六九号 昭和三十六年三月三十日受理

国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願

請願者

宮城県仙台市北一番丁全国税務労働組合東北地方連合会内 小玉貞子外五百十五名

紹介議員 岩間 正男君

国税庁当局のつとめる違法もしくは不当な勤務条件の強制及び正当な職員団体の活動に対する干渉、妨害、懲戒処分等については、当然これを變更すべきであり、とくに次の諸点に関し、(一)他省庁と著しく不平等な勤務条件を變更すること、(イ)中央、地方を通じて出勤猶予時間を他の公務員と平等に取り扱うこと、(ロ)税務職員全体に定期的にこなされてる大量の配置換え(勤務地変更)の取扱いは、他の公務員と著しく不平等であるので取りやめること、退職等でこなされる欠員補充のための配置換えは他の公務員と平等に事前に内示し、協議して行なうこ

と、(ハ)労働過重を原因とした結核が他省庁と比較して著しく多いが、この治療費(大蔵省共済組合の結核治療費のうち、他省庁と比較して多い部分)を過去十年にわたつて政府が補てんすること、(ニ)レクリエーション費などの予算内容を公開し、使途については中央、地方を通じて他省庁と同様に職員団体と相談すること、また、大蔵財務協会の経理内容及び大蔵財務協会と大蔵省共済組合、国税庁との各関係を明らかにすること、(ホ)年次休暇に対する理由のせんさく、手続の緩慢、組合行動参加を理由とした不許可は取りやめること、(ヘ)税取り競争をおおる特別昇給制度の復活をやめること、(ト)持ち帰り仕事をさせるような事務計画をやめること、また、国民の権利侵害に及ぶ夜間調査をやめること、(二)他省庁と著しく不平等な、職員団体の活動に対する干渉、妨害、弾圧等が数多くあるがこれを變更すること等に特段の配慮をせられたいとの請願。

第一五七〇号 昭和三十六年三月三十日受理

国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願

請願者

新潟市新潟税務署内全国税務労働組合新潟支部内 本多昭吾外三百一十二名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一五六九号と同じである。

昭和三十六年四月二十日印刷

昭和三十六年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局